

やまがた き ち く か っ せ い か け い か く
山形2期地区活性化計画
(変更)

山 形 県

{ 平成21年2月 }
{ 平成22年7月 }
平成25年4月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	山形2期地区						
都道府県名	山形県	市町村名	山形市、白鷹町、鶴岡市、西川町、戸沢村、最上町、東根市、村山市、米沢市、川西町、大蔵村、鮭川村	地区名	楯山東部、山口、上郷、湯田川、岩根沢、戸沢、 (三沢) 法田西、深山・箕和田、一、大富北、小田島、西郷名取、新西、上新田、高山、浅立、鷹山、赤松通り、宇津森	計画期間	平成21年度～平成25年度

目 標 :

本計画は「山形県農業農村整備事業長期計画(平成18年3月)」における基本方針に基づき、①農業の持続的な発展のための競争力の高い経営体の育成・支援、②水田畑地化の計画的な推進による畑作物の生産振興、③多様な主体の参画による農村づくりと快適な農村居住空間の創造を図り、農業の持続的な発展と農村の活性化に寄与し、農業従事者の定住や都市との地域間交流の促進に貢献するものである。

目標としては、活性化区域内で新たな就農者を確保しつつ、人口減少の緩和を図ることとし、具体的には過去5年間の区域内における人口減少率4.3%に対し、計画期間完了後(5年後)の人口減少率を4.0%以下に食い止めることを目指す。また、その手段としては、以下の事業を活用する。

- (4.5%)
- (11.8ha)
- ①食を担う経営体育成のための良好な農地の維持保全として、小規模農林地等保全整備を活用し、農業従事者の定住促進に資するため、農地の利活用及び作業機能を確保する面積11.0ha。
- ②水田畑地化振興対策の確実な推進、農業水利施設の適切な維持管理と計画的な整備・更新として、暗きょ排水・農業用排水施設を活用し、農業従事者の定住促進に資するため、ほ場内用排水機能を確保する面積149.6ha。
- ③農業従事者の定住促進に資する755.9haの経営体育成基盤整備事業における基本となるべき地形図の作成及び農用地集団化の活用を図り、基盤整備の着手を目指すこととし、事業完了後、基盤整備に着工するまでの期間を1年以内。

目標設定の考え方

地区の概要:

山形県は、本州東北地方の南西部に位置し、北には県境の烏海山、東は県境の蔵王山を含む奥羽山脈、南は県境の吾妻連峰、朝日連峰と美しい山々に囲まれ、西は日本海に面している。また、県内を縦断して最上川が流れる。内陸部は、夏は最高気温40.8℃の記録を有し、冬は雪に覆われる盆地型気候である。日本海に面する沿岸部は、海洋性気候で冬季には北西の季節風が強い。

本県の耕地面積は12万4千haで県土面積の13.3%を占めている。また、豊かな自然・水・土地に恵まれ、先人から受け継がれた高い技術により、おいしい農林水産物を産出・供給する全国有数の農業県である。

【楯山東部地区】 県の中心である山形市の北東部に位置し、地区の中央部を一級河川野呂川が、北部を一級河川村山高瀬川が西流する水田地帯である。地形は東西に1/150程度の傾斜をなし、水稲中心にそば等の土地利用型作物の栽培を行っている。

【山口地区】 県の南部にある白鷹町の西部に位置する地域であり、地区の東部を山形鉄道が走り、東側に一級河川最上川が北流する中山間地帯である。標高は200mから300mで、水稲を中心とした農業を展開しながら、ポップ、トマト、酪農に取り組み、良品質なそばも生産している。

【上郷地区】 庄内地方の南部にある鶴岡市の西部に位置し、地区の東側を一級河川大山川が北流している水田地帯である。地形は東西に1/440程度の傾斜をなし、水稲を基幹的な作物としながらも、転作の本作化に向け、大豆のほか、枝豆(だだちゃ豆)、アスパラガス等の畑作物等の生産拡大を図っている。

【湯田川地区】 庄内地方の南部にある鶴岡市の南西部に位置し、地区を一級河川湯尻川が北流している水田地帯である。地形は東西に1/310程度の傾斜をなし、水稲を基幹的な作物としながらも、転作の本作化に向け、枝豆(だだちゃ豆)を中心とする畑作物等の生産拡大を図っている。

【岩根沢地区】 県のほぼ中央部にある西川町の北西部に位置する、霊峰月山の麓の地区であり、地区の南部を国道112号線が走り、平行して一級河川寒河江川が東流し、その支流である水沢川と綱取川に沿った中山間地帯である。地形は東西に1/13程度の傾斜をなし、水稲を中心とした農業を展開しながら、そばやわらび等の山菜を地元民宿に提供している。

【戸沢地区】 県の北部にある戸沢村の北西部に位置する地域であり、地区の南部をJR陸羽西線及び国道47号線が走り、東側に一級河川鮭川、南側を一級河川最上川に挟まれた水田地帯である。水稻を基幹的な作物としながらも、そば等の土地利用型作物やミニトマト等の園芸作物による農業を展開している。

【法田西地区】 県の東北端にある最上町の西部に位置し、地区の南部をJR陸羽東線及び国道47号線が走り、南部を一級河川最上小国川が西流する水田地帯である。標高は200～300mで水稻を中心とした農業を展開しながら畜産に取組み、大豆、アスパラガス、そば、山菜等を生産している。

【深山・箕和田地区】 本町は中央を流れる最上川によって東西に分断され、深山・箕和田地区はその西部に位置し、標高200mから300mの典型的な中山間地域である。農業は農地集積を図りながら水稻を中心に営農が行われており、果樹、施設園芸、和牛、酪農等が盛んな地域でもある。

【三沢地区】削除

【大富北地区】 県のほぼ中央にある東根市の南西部に位置し、地区の中央部を東北中央自動車道が走り、西部を一級河川最上川が北流する水田地帯である。水稻中心にそば等の土地利用型作物の栽培を行っている。

【小田島地区】 県のほぼ中央にある東根市の西部に位置し、地区の中央部を東北中央自動車道が走り、西部を一級河川最上川が北流する水田地帯である。水稻中心にそば等の土地利用型作物の栽培を行っている。

【西郷名取地区】 県のほぼ中央にある村山市の北西部に位置し、地区の中央部を東北中央自動車道、東部をJR奥羽本線及び国道13号が走り、西部を一級河川最上川が北流する水田地帯である。地形は西側及び北側斜面から1/30程度の傾斜で下流側の南側集落へ向けて扇状型をなしている。西郷地区の転作地として利用されてきた経緯もあり現在では、そばを中心に水稻、大豆、野菜類、果樹の栽培を行っている。

【新西地区】 県のほぼ中央にある村山市の北西部に位置し、東側に一級河川最上川、西側に広域農道から挟まれた水田地帯である。地形は東西に1/400程度の傾斜をなし、水稻中心にそば、スイカ、大根等の土地利用型作物の栽培を行っている。

【上新田地区】 県の南部にある米沢市の北東部に位置し、西側に一級河川最上川、東側にJR奥羽本線から挟まれた水田地帯である。地形は南北に1/255程度の傾斜をなし、水稻中心に大豆、園芸作物、畜産を組み合わせた土地利用型作物の栽培を行っている。

【高山地区】 県の南部にある川西町の東部に位置し、西側に一級河川犬川、東側に一級河川最上川から挟まれた水田地帯である。地形は南北に1/500程度の傾斜をなし、水稻中心に大豆等の土地利用型作物の栽培を行っている。

【浅立地区】 県の南部にある白鷹町の南部に位置し、西側に一級河川最上川、東側に国道287号から挟まれた水田地帯である。水稻中心に大豆等の土地利用型作物の栽培を行っている。

【鷹山地区】 県の南部にある白鷹町の東部に位置する中山間地域の水田地帯である。水稻中心にそば等の土地利用型作物の栽培を行っている。

【赤松通り地区】 県の北部にある大蔵村の南部に位置する地域であり、地区の中心を県道福寿野熊高線が走り、一級河川銅山川と赤松川の合流地点周辺に広がる水田地帯である。水稻を基幹的な作物としながらも、そば等の土地利用型作物やミニトマト等の園芸作物による農業を展開している。

【宇津森地区】 県の北部にある鮭川村の北部に位置する地域であり、西側に岩下川、東側に大沢川、鮭川から挟まれた水田地帯である。水稻を基幹的な作物としながらも、そば等の土地利用型作物やきゅうり等の園芸作物による農業を展開している。

現状と課題

本県における農業の現状は、年々農家数が減少する一方、経営耕地面積5ha以上の大規模農家は増加している。また、農業就業人口も減少傾向にあるものの近年は減少幅が小さくなってきている。年齢階層別に見ると、65歳以上の高齢者が55%以上を占めており、今後急激に減少することが懸念される。県内の新規就農者は毎年150人程度であるが、毎年1,000人程度発生する離農者と比べると絶対数は少ないものの、大部分は35歳以下の若年層となっている。また、農業生産法人は、増加傾向にはあるが毎年数件の設立であり、中核的な担い手である認定農業者は増加しており、認定農業者等への農地の利用集積面積割合も毎年高くなっている。

耕地面積は、近年緩やかな減少傾向にあり、一方、耕作放棄地面積は、増加の傾向にある。特に生産条件が不利な中山間地域において耕作放棄率が高くなっている。耕作放棄地は、害虫の発生源になるなど農作物の生産活動や居住環境に悪影響を及ぼしている。

【榎山東部地区】 地区内の人口は減少(H12⇒H17 ▲4%)し、また、農業従事者数も減少(H12⇒H17 ▲6%)している。現在、水田及びそばを中心とした土地利用型農業の効率的な生産を図るため、団地化の推進や栽培・肥培管理・収穫等の生産、集出荷・販売等を統一的に行っているが、農業従事者の高齢化や生産基盤不良等の問題により、農地の遊休農地化が進行している状況である。

【山口地区】 地区内の人口は減少(H12⇒H17 ▲5%)し、また、農業従事者数も減少(H12⇒H17 ▲11%)している。現在、農家の高齢化や後継者不足など、人口減少に拍車がかかり、少子高齢化の地域であるため、地域振興作物である「そば」を地域の課題となっている荒廃桑園へ作付けすることにより、良好な農地を保全し、地域農業の推進と地域の活性化による農業従事者の定住化を図る必要がある。

【上郷地区】 地区内の人口は減少(H12⇒H17 ▲4%)し、また農業従事者数も減少(H12⇒H17 ▲5%)している。現在、JAによる支援体制のもと、地元転作生産組合・枝豆生産組合等が中心となって転作計画に取り組み、水田を活用した転作の本作化を展開しているが、地区内ほ場の排水条件が十分でないため、満足した収量・品質が得られず、効率的な機械作業にも支障をきたしている。

【湯田川地区】 地区内の人口は減少(H12⇒H17 ▲3%)しているものの、農業従事者数は自給的農家の増加に伴い増加(H12⇒H17: 5%)している。現在、JAによる支援体制のもと、地元生産組合・枝豆部会等が中心となって転作計画に取り組み、水田を活用した転作の本作化を展開しているが、地区内ほ場の排水条件が十分でないため、満足した収量・品質が得られず、効率的な機械作業にも支障をきたしている。

【岩根沢地区】 地区内の人口は減少(H12⇒H17 ▲7%)し、また農業従事者数も減少(H12⇒H17 ▲12%)している。現在、地元農場(集落営農組合)が中心となって転作計画に取り組み、水田を活用した転作の本作化を展開しているが、地区内ほ場の排水条件が十分でないため、満足した収量・品質が得られず、一部には作物不作付地が散見される。

【戸沢地区】 地区内の人口は減少(H12⇒H17 ▲7%)し、また農業従事者数も減少(H12⇒H17 ▲10%)している。現在、農業従事者の減少や高齢化のなか、担い手を中心に営農が行われているが、ほ場が未整備で、耕作地が分散しており、用排水路の維持管理や効率的な営農に支障をきたしている状況である。

【法田西地区】 地区内の人口は減少(H12⇒H17 ▲9.6%)し、また、農業従事者数も減少(H12⇒H17 ▲4.2%)している。現在、農家の高齢化や後継者不足など、人口減少に拍車がかかり、少子高齢化の地域であるため、地域の課題となっている荒廃草地を利活用し推進作物の山菜等を生産することにより、良好な農地を保全し、地域農業の推進と地域の活性化による農業従事者の定住維持を図る必要がある。

【深山・箕和田地区】 地区内の人口は減少(H12⇒H17 ▲9.8%)しているが、農業従事者数は増加(H12⇒H17 8.3%)している。現在、人口減少に拍車がかかり少子高齢化が進む中、農地の荒廃化が懸念されるため、良好な農地の保全を含め地域の課題となっている荒廃桑園の利活用を図り、雑穀を生産することにより、地域農業の推進と集落の活性化による農業従事者の定住維持を図る必要がある。

【三沢地区】削除

【大富北地区】 地区内の人口は増加(H12⇒H17 0.2%)しているが、農業従事者数は減少(H12⇒H17 ▲10.0%)している。現在、水稻及びそばを中心とした土地利用型農業の効率的な生産を図るため、団地化の推進や栽培・肥培管理・収穫等の生産、集出荷・販売等を統一的にやっているが、農業従事者の高齢化や生産基盤不良等の問題により、営農に支障をきたしている。

【小田島地区】 地区内の人口は減少(H12⇒H17 ▲1.8%)し、また、農業従事者数も減少(H12⇒H17 ▲10.3%)している。現在、水稻及び大豆を中心とした土地利用型農業の効率的な生産を図るため、団地化の推進や栽培・肥培管理・収穫等の生産、集出荷・販売等を統一的にやっているが、農業従事者の高齢化や生産基盤不良等の問題により、営農に支障をきたしている。

【西郷名取地区】 地区内の人口は減少(H12⇒H17 ▲2.6%)し、また、農業従事者数も減少(H12⇒H17 ▲10.6%)している。現在、そば及び水稻を中心とした土地利用型農業の効率的な生産を図るため、転作作物のそばについては、収穫等の生産・集出荷を担い手農家が主体となり委託作業を行っているが、農業従事者の高齢化や生産基盤不良等の問題により、営農に支障をきたしている。

【新西地区】 地区内の人口は減少(H12⇒H17 ▲12.2%)し、また、農業従事者数も減少(H12⇒H17 ▲16.1%)している。現在、水稻及びそばを中心とした土地利用型農業の効率的な生産を図るため、団地化の推進や栽培・肥培管理・収穫等の生産、集出荷・販売等を統一的にやっているが、農業従事者の高齢化や生産基盤不良等の問題により、営農に支障をきたしている。

【上新田地区】 地区内の人口は減少(H12⇒H17 ▲2.5%)し、また農業従事者数も減少(H12⇒H17 ▲20.3%)している。当地区は、水稻を中心とする複合経営が多いが、出生数の減少により高齢化が進み農家数は減少しており、今後耕作放棄地になる可能性も考えられる。その一方で作業を委託する農家が増加し引き受け手となる担い手の確保が難しくなっているのが現状である。

【高山地区】 本地区の農業の現状は、地区内の人口は減少(H12⇒H17 ▲6.3%) また、農業就業人口は、就農者の減少や兼業化の進行によって年々減少している。また高齢化も急速に進んでおり、農業就業人口に占める65歳以上の人口が増加し約半数が高齢人口という事態を迎えており、今後の地域農業の担い手不足が明らかになっている。

また現在、地元転作生産組合・飼料生産組合等が中心となって転作計画に取り組み、水田を活用した転作の本作化を展開しているが、地区内ほ場の排水条件が十分でないため、満足した収量・品質が得られず、効率的な機械作業にも支障をきたしている。

【浅立地区】 地区内の人口は減少(H12⇒H17 ▲6.1%)し、また農業従事者数も減少(H12⇒H17 ▲8.3%)している。現在、JAによる支援体制のもと、地元転作生産組合・大豆生産組合等が中心となって転作計画に取り組み、水田を活用した転作の本作化を展開しているが、地区内ほ場の条件が十分でないため、満足した収量・品質が得られず、効率的な機械作業にも支障をきたしている。

【鷹山地区】 地区内の人口は減少(H12⇒H17 ▲8.6%)し、また農業従事者数も減少(H12⇒H17 ▲13.3%)している。現在、農業従事者の減少や高齢化のなか担い手を中心に営農が行われているが、ほ場が未整備で耕作地が分散しているため、用排水路の維持管理や効率的な営農に支障をきたしている状況である。

【赤松通り地区】 地区内の人口は減少(H12⇒H17 ▲9.0%)し、また農業従事者数も減少(H12⇒H17 ▲25.2%)している。現在、農家数の減少や農業従事者の高齢化傾向のなか、担い手を中心に営農が行われているが、ほ場が未整備で、耕作地が分散しており、用排水路の維持管理や効率的な営農に支障をきたしている状況である。

【宇津森地区】 地区内の人口は減少(H12⇒H17 ▲1.6%)し、また農業従事者数も減少(H12⇒H17 ▲6.9%)している。現在、農業従事者の減少や高齢化のなか、担い手を中心に営農が行われているが、ほ場が未整備で、耕作地が分散しており、用排水路の維持管理や効率的な営農に支障をきたしている状況である。

今後の展開方向等

「山形県農林業振興計画(平成18年3月)」に基づく、(1)環境と調和した農業の展開と競争力の高い農林水産業経営の実践、(2)集落機能の再生と都市との共生・対流による農山漁村の活性化の基本目標を具現化するため、「山形県農業農村整備長期計画(平成18年3月)」に基づき、事業の受益者や行政及び地域住民が農業や農村の持つ役割とその発揮について意識を共有し、それぞれが連携しながら役割を果たしていく。

【楯山東部地区】 山形農業協同組合が中心となり地権者や担い手農家との調整を行い、遊休農地を復元し、優良農地の維持保全を図るとともに、農地の集積による、効率的な農業を確立することにより、地域農業の推進と集落の活性化による農業従事者の定住維持を図る。

【山口地区】 山形おきたま農業協同組合が中心となり地権者や担い手農家との調整を行い、荒廃桑園を利活用した「そば団地」を形成することにより、地域農業の推進と集落の活性化による農業従事者の定住維持を図る。

【上郷地区】 「鶴岡地域水田農業ビジョン」に重点作物として位置付けされている、大豆・枝豆や、園芸振興作物であるアスパラガス等の生産拡大を目指し、転作田の排水対策を行い、畑作物の収量・品質の向上を図り、農業所得の安定確保と向上により地域農業の推進と集落の活性化による農業従事者の定住維持を図る。

【湯田川地区】 「鶴岡地域水田農業ビジョン」に重点作物として位置付けされている、大豆・枝豆や、地域特産物である民田ナス等の生産拡大を目指し、転作田の排水対策を行い、畑作物の収量・品質の向上を図り、農業所得の安定確保と向上により地域農業の推進と集落の活性化による農業従事者の定住維持を図る。

【岩根沢地区】 農場(集落営農組合)が中心となって、転作田や作物不作付地に「西川町水田農業ビジョン」に最重要作物として位置付けされている、そば、山菜(ワラビ)等を作付けするため、転作田の排水対策を行うことにより、畑作物の収量・品質の向上が図られる。また、収穫物が地域の民宿に提供されるとともに、収穫体験やそば打ち等の都市住民との交流に活用され、交流人口拡大による地域活性化により農業従事者の定住維持を図る。

【戸沢地区】 早急な基盤条件の整備による効率的な用水確保や機械作業の効率化による労働力の節減等により、担い手への農地の面的集積や集落営農の推進が図られ、農業後継者の確保など地域農業の推進と集落の活性化による農業従事者の定住維持を図る。

【法田西地区】 農業生産法人グリーンファームが中心に、地権者や担い手農家との調整を行い、荒廃草地を利活用した「山菜団地」を形成することにより、地域農業の推進と集落の活性化による農業従事者の定住維持を図る。

【深山・箕和田地区】 山形おきたま農業協同組合等が中心となり、地権者や担い手農家との調整を行い、荒廃桑園を利活用した雑穀の栽培により、地域農業の推進と集落の活性化による農業従事者の定住維持を図る。

【三沢地区】削除

【大富北地区】 用排水路の改修整備を早急に行うことにより、安定した農業用水の確保と農業従事者の維持管理の負担低減を図る。また転作による畑作の団地化と栽培体系の技術導入による地域農業への貢献と集落の活性化を図ることにより農業従事者の定住維持に努める。

【小田島地区】 幹線用排水路の改修整備を早急に行うことにより、安定した農業用水の確保と農業従事者の維持管理の負担低減を図る。また転作による畑作の団地化と栽培体系の技術導入による地域農業への貢献と集落の活性化を図ることにより農業従事者の定住維持に努める。

【西郷名取地区】 早急な基盤条件の整備による効率的な用水確保や機械作業の効率化による労働力の節減など、農地の集積や集落営農の推進が図られ、農業後継者の確保など地域農業の推進と集落の活性化による農業従事者の定住維持を図る。

【新西地区】 早急な基盤条件の整備による効率的な用水確保や機械作業の効率化による労働力の節減など、農地の集積や集落営農の推進が図られ、農業後継者の確保など地域農業の推進と集落の活性化による農業従事者の定住維持を図る。

【上新田地区】 早急な基盤条件の整備による効率的な用水確保や機械作業の効率化による労働力の節減など、農地の集積を図り、農業後継者の確保、集落の活性化による農業従事者の定住維持を図る。さらに地区では世界的な「味の箱舟」の認定を受けている伝統野菜「雪菜」や「花作大根」も積極的に栽培し、また若手農業従事者がハート型や星型キュウリの生産を行い大きく期待されている。

今後、団地化・利用集積することにより高品位な伝統野菜をこの地域から発信し、加えて若い担い手を育成していくことで地域の活性化を図り、ひいては市全体の農業の総合的な振興を推進するものである。

【高山地区】 早急な基盤条件の整備による効率的な用水確保や機械作業の効率化による労働力の節減など、農地の集積や集落営農の推進が図られ、農業後継者の確保など地域農業の推進と集落の活性化による農業従事者の定住維持を図る。

【浅立地区】 早急な基盤条件の整備による効率的な用水確保や機械作業の効率化による労働力の節減など、農地の集積や集落営農の推進が図られ、農業後継者の確保など地域農業の推進と集落の活性化による農業従事者の定住維持を図る。

【鷹山地区】 早急な基盤条件の整備による効率的な用水確保や機械作業の効率化による労働力の節減など、農地の集積や集落営農の推進が図られ、農業後継者の確保など地域農業の推進と集落の活性化による農業従事者の定住維持を図る。

【赤松通り地区】 早急な基盤条件の整備による効率的な用水確保や機械作業の効率化による労働力の節減等により、担い手への農地の面的集積や集落営農の推進が図られ、農業後継者の確保など地域農業の推進と集落の活性化による農業従事者の定住維持を図る。

【宇津森地区】 早急な基盤条件の整備による効率的な用水確保や機械作業の効率化による労働力の節減など、農地の集積や集落営農の推進が図られ、農業後継者の確保など地域農業の推進と集落の活性化による農業従事者の定住維持を図る。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1)法第5条第2項第3号に規定する事業

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別	備考
山形市	楯山東部	農地等補完保全整備(小規模農林地等保全整備)	山形農業協同組合	有	二	
白鷹町	山口	農地等補完保全整備(小規模農林地等保全整備)	山形おきたま農業協同組合	有	二	
鶴岡市	上郷	基盤整備(暗きょ排水)	庄内赤川土地改良区	有	イ	
鶴岡市	湯田川	基盤整備(暗きょ排水)	庄内赤川土地改良区	有	イ	
西川町	岩根沢	基盤整備(暗きょ排水)	西川町	有	イ	
戸沢村	戸沢	基盤整備(地形図作成)	戸沢村	有	イ	
戸沢村	戸沢(神田、濁沢、津谷)	基盤整備(農用地等集団化)	戸沢村	有	イ	
戸沢村	戸沢(神田、濁沢、津谷)	農地集積加速化基盤整備事業	山形県	無	イ	H23~H29(予定)
最上町	法田西	農地等補完保全整備(小規模農林地等保全整備)	農業生産法人 グリーンファーム	有	二	
白鷹町	深山・箕和田	農地等補完保全整備(小規模農林地等保全整備)	山形おきたま農業協同組合	有	二	
(米沢市)	(三沢)	(農地等補完保全整備(小規模農林地等保全整備))	(米沢地域担い手育成総合支援協議会)	(有)	(二)	
—	—	—	—	—	—	
東根市	大富北	基盤整備(農業用排水施設)	東根市土地改良区	有	イ	
東根市	小田島	基盤整備(農業用排水施設)	東根市土地改良区	有	イ	
村山市	西郷名取	基盤整備(農用地等集団化)	村山東根土地改良区	有	イ	
村山市	新西	基盤整備(農用地等集団化)	富並川伊蔵堰土地改良区	有	イ	
米沢市	上新田	基盤整備(農用地等集団化)	米沢平野土地改良区	有	イ	
川西町	高山	基盤整備(農用地等集団化)	米沢平野土地改良区	有	イ	
白鷹町	浅立	基盤整備(農用地等集団化)	諏訪堰土地改良区	有	イ	
白鷹町	鷹山	基盤整備(農用地等集団化)	白鷹町	有	イ	
大蔵村	赤松通り	基盤整備(農用地等集団化)	大蔵村	有	イ	
鮭川村	宇津森	基盤整備(農用地等集団化)	鮭川村	有	イ	

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
	該当なし				

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
	該当なし			

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項

本県の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金に係る活性化計画の推進に当たっては、関係市町村等が策定した活性化計画に基づく事業等を支援するものであり、関係市町村並びに実施主体との連携を強化し、農山漁村における定住等や農山漁村と都市との地域間交流を促進し、農山漁村の活性化を図っていく。

3 活性化計画の区域

山形2期地区(山形市ほか11市町村)	区域面積	(8,496 ha) 8,109 ha
<p style="text-align: center;">(19) (917.3ha) (8,496ha)</p> <p>本計画における活性化区域面積は、関係市町村による事業計画18地区の受益面積を合計した916.5haを含む、集落単位を基本とした8,109haを設定している。</p>		
<p>区域設定の考え方</p>		
<p>①法第3条第1号関係:</p> <p style="text-align: center;">(8,496ha) (7,286ha)</p> <p>活性化区域面積8,109haのうち、農用地及び林地の面積は6,948haであり、85%を占めている。</p> <p style="text-align: center;">(532人)</p> <p>近年、区域においては、農業従事者の減少(平成12年から平成17年までに528人、9.3%の減少)は進んでいるものの、受益地は農業振興地域内であり、土地利用状況として、水稻や畑作物、園芸作物の生産を行うなど、農作物の栽培を目的とした耕地であり、現在も優良な農用地として活用され、農業が重要な産業として位置づけられる農業従事者の重要な地域である。</p>		
<p>②法第3条第2号関係:</p> <p>県内では農家数と農業就業人口の減少や高齢化、更には耕地面積の減少と耕作放棄地の増加など、農産物の生産活動や居住環境に悪影響を及ぼしている。</p> <p style="text-align: center;">(532人) (1,299人)</p> <p>本区域においても、農業従事者の減少(平成12年から平成17年までに528人、9.3%の減少)や定住人口の減少(平成12年から平成17年までに1,216人、4.5%)の減少が進行している。</p> <p>その中で、持続的な農業経営の安定や農地利用集積のほか、畑作物、園芸作物等による所得向上を目指す農業従事者を支援するためにも、農業生産基盤の条件整備は必要不可欠である。</p> <p>本計画における活性化区域において、やる気のある農業従事者の定住維持や促進を図ることによって、本計画の活性化区域である受益地を含む集落や地域の活性化にとって有効かつ適切である。</p>		
<p>③法第3条第3号関係:</p> <p>本計画における活性化区域には、市街地を形成している区域、市街化区域及び都市計画法の用途地域を含まない。また、活性化区域内の事業実施区域はいずれも農振農用地区域に指定された優良な農用地である。</p>		

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの		既に有している権利に基づくもの		土地の利用目的		備考		
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者			農地(※2) 市民農園整備 促進法第2 条第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)
						氏名	住所		氏名	住所			
該当なし													

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物	該当なし					
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

該当なし

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

該当なし

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等

(4.5%)

本計画の目標は、活性化区域内での新たな就農者を確保しつつ、人口減少の緩和を図ることとし、具体的には過去5年間の区域内における人口減少率4.3%に対し、計画期間完了後(5年後)の人口減少率を4.0%以下に食い止めることを目指すことである。

このため、県は、事業(H21～H25)完了後及び計画が終了(H25)する時点において、目標達成の手段として活用する下記事業により機能確保が図られた面積を把握し、結果として、本区域内の人口を整理(H22国勢調査等)し、平成17年度から平成22年度までの人口減少率を算定し、目標の達成状況に関する評価を行うとともに、その妥当性について学識経験者等第三者の意見を聴いた上で、結果を公表することとする。

- ①食を担う経営体育成のための良好な農地の維持保全として、小規模農林地等保全整備を活用し、農業従事者の定住促進に資するため、農地の利活用及び作業機能を確保する面積11.0ha。
- ②水田畑地化振興対策の確実な推進、農業水利施設の適切な維持管理と計画的な整備・更新として、暗きょ排水・農業用排水施設を活用し、農業従事者の定住促進に資するため、ほ場内用排水機能を確保する面積149.6ha。
- ③農業従事者の定住促進に資する755.9haの経営体育成基盤整備事業における基本となるべき地形図の作成及び農用地集団化の活用を図り、基盤整備の着手を目指すこととし、事業完了後、基盤整備に着手するまでの期間を1年以内。

① 定住等の促進に資する遊休農地が解消される面積

地区名	事業メニュー名	受益面積	H21	H22	H23	H24	H25	備考
楯山東部	小規模農林地等保全整備	3.5ha	○					○印は計画地区の事業実施期間であり、事業の完了時点により受益地内に効果が発現され、事業完了翌年の時点(H22～23)で目標の達成状況の把握と評価を行う。
山口	小規模農林地等保全整備	3.0ha	○					
法田西	小規模農林地等保全整備	1.0ha		○				
深山・箕和田	小規模農林地等保全整備	3.5ha		○				
(三沢)	(小規模農林地等保全整備)	(0.8ha)		(○)				
—	—	—		—				
計		(11.8ha) 11.0ha						

② 定住等の促進に資する農道・用水路・暗きょ排水等の農業生産基盤の機能が確保される面積

地区名	事業メニュー名	受益面積	H21	H22	H23	H24	H25	備考
上郷	暗きょ排水	14.5ha	○	○				○印は計画地区の事業実施期間であり、事業の完了時点により受益地内に効果が発現され、事業完了翌年の時点(H23～26)で目標の達成状況の把握と評価を行う。
湯田川	暗きょ排水	17.2ha	○	○				
岩根沢	暗きょ排水	5.7ha	○	○				
大富北	農業用排水施設	34.8ha		○	○	○	○	
小田島	農業用排水施設	77.4ha		○	○	○	○	
計		149.6ha						

③ 計画期間内に区画整理事業等が着手される地区

地区名	事業メニュー名	受益面積	H21	H22	H23	H24	H25	備 考
戸沢	地形図作成	270.9ha	○					○印は計画地区の事業実施期間であり、その後には区画整理事業が着手されることにより効果が発現されるが、事業完了翌年の時点（H23～24）で目標の達成状況の把握と評価を行う。
戸沢（神田）	農用地等集団化	（40.4ha）		○				
戸沢（濁沢）	農用地等集団化	（35.2ha）		○				
戸沢（津谷）	農用地等集団化	（195.3ha）		○				
西郷名取	農用地等集団化	116.0ha		○				
新西	農用地等集団化	48.0ha		○				
上新田	農用地等集団化	28.0ha		○				
高山	農用地等集団化	105.0ha		○				
浅立	農用地等集団化	23.0ha		○				
鷹山	農用地等集団化	25.0ha		○				
赤松通り	農用地等集団化	60.0ha			○			
宇津森	農用地等集団化	80.0ha			○			
計		755.9ha						

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付対象事業別概要

計画主体名	計画期間
やま がた けん 山 形 県	平成21年度～平成25年度

<連絡先>

担当課	電話番号	FAX番号	メールアドレス
山形県農林水産部農村計画課	023-630-3189	023-630-2509	ynokey@pref.yamagata.jp

I 事業活用活性化計画目標(1/3)

事業活用活性化計画目標	増加率等	増加率等の算出
定住等の促進に資する遊休農地の解消 【農地等補完保全整備(小規模農林地等保全整備)】	(11.8 ha) 解消面積 11.0 ha	計画区域における遊休農地の解消面積(ha) = 計画期間内の計画区域における土地条件整備による 遊休農地の解消面積(ha) (11.8ha) = 11.0ha
事業活用活性化計画目標の設定根拠		
<p>【楯山東部】 計画目標面積 3.5ha 本地区は、水田及びそばを中心とした土地利用型農業の効率的な生産を図るため、団地化の推進や栽培・肥培管理・収穫等の生産、集出荷・販売等を統一的に 行っているが、担い手の高齢化や生産基盤不良等の問題により、農地の遊休農地化が進行している状況である。 このため、山形農業協同組合が中心に、地権者や担い手農家との調整を行い、遊休農地を復元し、優良農地の維持保全を図るとともに、農地の集積による、効率的 な農業を確立することにより、地域農業の推進と集落の活性化による農業従事者の定住維持を図るものである。 設定する目標は計画区域における遊休農地の解消面積であり、農地保全事業による農地を復元し利活用を図る面積とする。</p>		
<p>【山口】 計画目標面積 3.0ha 本地区は、地域づくりに積極的な地域であり、優れた景観等地域資源を活用した活動に取り組んでいる。 今回、山形おきたま農業協同組合が中心となって、地権者や担い手農家との調整を行い、地域の課題となっている荒廃桑園を利活用し、そば団地を形成すること により、地域農業の推進と集落活性化による農業従事者の定住維持を図るものである。 設定する目標は計画区域における遊休農地の解消面積であり、農地保全事業による農地を復元し利活用を図る面積とする。</p>		
<p>【法田西】 計画目標面積 A=1.0ha 本地区は、地域づくりに積極的な地域であり、優れた景観等地域資源を活用した活動に取り組んでいる。今回、最上町の「農業生産法人 グリーンファーム」が中心 となって地権者や担い手農家との調整を行い地域の課題となっている荒廃草地を利活用し、山菜団地により地域農業の推進と集落の活性化による農業従事者の定 住維持を図るものである。 設定する目標は計画区域における遊休農地の解消面積であり、農地保全事業により農地を復元し利活用を図る面積とする。</p>		
<p>【深山・箕和田】 計画目標面積 3.5ha 本地区は、地域づくりに積極的な地域であり、優れた景観等地域資源を活用した活動に取り組んでいる。今回、地域及び山形おきたま農業協同組合が中心となっ て、地権者や担い手農家との調整を行い、地域の課題となっている荒廃桑園を利活用し、雑穀を栽培することにより、地域農業の推進と集落の活性化による農業従事 者の定住維持を図るものである。 設定する目標は計画区域における遊休農地の解消面積であり、農地保全事業により農地を復元し利活用を図る面積とする。</p>		
<p>【三沢】 削除</p>		

I 事業活用活性化計画目標(2/3)

事業活用活性化計画目標	増加率等	増加率等の算出
定住等の促進に資する 農業用排水施設等の機能の確保 【基盤整備(暗きょ排水・農業用排水施設)】	149.6 ha	計画区域における農業用排水の機能の確保(ha) = 計画期間内に農業用排水施設等の整備・保全により 条件整備され機能が確保された農地の面積(ha) = 149.6ha
事業活用活性化計画目標の設定根拠		
<p>【上郷】計画目標面積 14.5ha 本地区は、水稻のほか上郷転作組合等が中心になって、大豆のほか、枝豆、ネギ、アスパラガス等の園芸作物に取り組んでいるが、ほ場の排水不良により、満足した収量・品質が得れていない。 このため、暗きょ排水による排水条件の改善と団地化を進め、転作作物の収量・品質の向上と作業の効率化を図る。 また、生産組合による共同作業を進め、鶴岡地域水田農業ビジョンで重要作物に位置付けられている枝豆を中心とする畑作園芸作物等の生産を拡大し、安定した農業経営を確立することにより、地域農業の推進と集落の活性化による農業従事者の定住維持を図るものである。 設定する目標は計画区域における農業用排水施設等(暗きょ排水)の整備・保全により条件整備され機能が確保された農地の面積とする。</p>		
<p>【湯田川】計画目標面積 17.2ha 本地区は、水稻のほか湯田川生産組合等が中心になって、大豆のほか、枝豆、ナス等の園芸作物に取り組んでいるが、ほ場の排水不良により、満足した収量・品質が得られていない。 このため、暗きょ排水による排水条件の改善と団地化を進め、転作作物の収量・品質の向上と作業の効率化を図る。 また、生産組合による共同作業を進め、鶴岡地域水田農業ビジョンで重要作物に位置付けられている枝豆を中心とする畑作園芸作物等の生産を拡大し、安定した農業経営を確立することにより、地域農業の推進と集落の活性化による農業従事者の定住維持を図るものである。 設定する目標は計画区域における農業用排水施設等(暗きょ排水)の整備・保全により条件整備され機能が確保された農地の面積とする。</p>		
<p>【岩根沢】計画目標面積 5.7ha 本地区は、水稻のほか岩根沢農場(集落営農組織)が中心になって、西川町水田農業ビジョンの最重点作物に位置付けられているそば、山菜(ワラビ)等を作付けし地域の民宿に提供しているが、ほ場の排水不良により、満足した収量・品質が得られず、一部には作物不作付地が散見され、景観も良くない。 このため、暗きょ排水による排水条件の改善と点在するほ場及び作物不作付地を解消させ、転作作物の収量・品質の向上と作業の効率化が図られる。 また、収穫作物が民宿に提供されるとともに、収穫体験やそば打ち等の都市住民との交流に活用され、交流人口拡大による地域農業の推進と集落の活性化による農業従事者の定住維持を図るものである。 設定する目標は計画区域における農業用排水施設等(暗きょ排水)の整備・保全により条件整備され機能が確保された農地の面積とする。</p>		
<p>【大富北】計画目標面積 34.8ha 【小田島】計画目標面積 77.4ha 本地区の農業用排水路は、昭和40年に築造され、経年変化による目地劣化等で漏水し、水管理や維持管理費に苦慮している状況である。 このため、幹線用排水路の改善整備を早急に行い、安定した農業用水の確保と農業従事者の維持管理や負担軽減を図ることにより、地域農業の推進と集落の活性化により農業従事者の定住維持に努めるものである。 設定する目標は計画区域における農業用排水施設等の整備・保全により条件整備され機能が確保された農地の面積とする。</p>		

I 事業活用活性化計画目標(3/3)

事業活用活性化計画目標	増加率等	増加率等の算出
定住等の促進に資する 基盤整備の円滑化 【基盤整備(地形図作成・農用地等集団化)】	1年	計画区域における区画整理事業着手までの年数(年) = 事業実施後、区画整理事業の着手までの年数(年) = 1年
事業活用活性化計画目標の設定根拠 【戸沢】計画目標面積 270.9ha ○戸沢(神田)40.4ha ○戸沢(濁沢)35.2ha ○戸沢(津谷)195.3ha ○事業実施(H21～23) ○基盤整備事業の着手目標(H23～24目標) 【西郷名取】計画目標面積 116.0ha 【新西】計画目標面積 48.0ha 【上新田】計画目標面積 28.0ha 【高山】計画目標面積 105.0ha 【浅立】計画目標面積 23.0ha 【鷹山】計画目標面積 25.0ha ○事業実施(H22) ○基盤整備事業の着手目標(H23目標) 【赤松通り】計画目標面積 60.0ha 【宇津森】計画目標面積 80.0ha ○事業実施(H23) ○基盤整備事業の着手目標(H24目標) 本地域は、農業従事者の減少や高齢化のなか、担い手を中心に営農が行われているが、ほ場が未整備で、耕作地が分散しており、用排水路の維持管理や効率的な営農に支障をきたしている状況である。 このため、区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うための基本となるべき地形図の作成と農用地集団化として換地設計基準等を作成するものであり、安定した農業経営の確立や地域農業の推進、集落の活性化等による農業従事者の定住維持を図るものである。 設定する目標は計画区域における区画整理事業着手までの年数とし、事業着手に向けて、基本計画図を活用した基礎調査と工事着工後における換地計画の樹立、換地処分を円滑に推進するための啓発活動や合意形成を行う必要があることから、計画期間内に基盤整備の着工を目指すこととし、事業完了後、基盤整備に着工するまでの年数を目標と設定した。		

II 活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と交付対象事業の関連性

事業メニュー名	地区名	事業内容	事業規模等	実施期間	事業実施主体	全 体 事業費 (千円)	交付金 要望額 (千円)	交付額算 定交付率	交 付 限度額 (千円)	活性化計画の目標及び 事業活用活性化計画目標との関連性
小規模農林地等保全整備	楯山東部	耕作放棄農地復元 ・障害物(小喬木等)除去 ・整地等	面積 A=3.5ha	H21	山形 農業協同組合	4,550	2,275	50%	2,275	本地区は、水田及びそばを中心とした土地利用型農業の効率的な生産を図るため、団地化の推進や栽培・肥培管理・収穫等の生産、集出荷・販売等を統一に行っているが、担い手の高齢化や生産基盤不良等の問題により、農地の遊休農地化が進行している状況である。 このため、山形農業協同組合が中心となり、地権者や担い手農家との調整を行い、遊休農地を復元し、優良農地の維持保全を図るとともに、農地の集積による、効率的な農業を確立することにより、地域農業の推進と集落の活性化による農業従事者の定住維持を図るものである。
小規模農林地等保全整備	山口	耕作放棄農地復元 ・障害物(小喬木等)除去 ・整地等	面積 A=3.0ha	H21	山形おきたま 農業協同組合	3,600	1,800	50%	1,800	本地区は、地域づくりに積極的な地域であり、優れた景観等地域資源を活用した活動に取り組んでいる。今回、山形おきたま農業協同組合が中心となって、地権者や担い手農家との調整を行い、地域の課題となっている荒廃農園を利活用し、そば団地を形成することにより、地域農業の推進と集落活性化による農業従事者の定住維持を図るものである。
暗きよ排水	上郷	暗きよ排水の整備 ・本暗きよ(吸水管) ・補助暗きよ(モミガウ) 土壌改良の実施	受益面積 A=14.5ha 吸水管φ75 炭カル・ヨウリン	H21～H23	庄内赤川 土地改良区	(57,000) 55,300	(31,350) 30,415	55%	(31,350) 30,415	本地区は、水稲のほか上郷転作組合等が中心になって、大豆のほか、枝豆、ネギ、アスパラガス等の園芸作物に取り組んでいるが、ほ場の排水不良により、満足した収量・品質が得られていない。 このため、暗きよ排水による排水条件の改善と団地化を進め、転作作物の収量・品質の向上と作業の効率化を図る。 また、生産組合による共同作業を進め、鶴岡地域水田農業ビジョンで重要作物に位置付けされている枝豆を中心とする畑作物等の生産を拡大し、安定した農業経営を確立することにより、地域農業の推進と集落の活性化による農業従事者の定住維持を図るものである。
暗きよ排水	湯田川	暗きよ排水の整備 ・本暗きよ(吸水管) ・補助暗きよ(モミガウ) 土壌改良の実施	受益面積 A=17.2ha 吸水管φ75 炭カル・ヨウリン	H21～H23	庄内赤川 土地改良区	(66,000) 64,500	(36,300) 35,475	55%	(36,300) 35,475	本地区は、水稲のほか湯田川生産組合等が中心になって、大豆のほか、枝豆、ナス等の園芸作物に取り組んでいるが、ほ場の排水不良により、満足した収量・品質が得られていない。 このため、暗きよ排水による排水条件の改善と団地化を進め、転作作物の収量・品質の向上と作業の効率化を図る。 また、生産組合による共同作業を進め、鶴岡地域水田農業ビジョンで重要作物に位置付けされている枝豆を中心とする畑作物等の生産を拡大し、安定した農業経営を確立することにより、地域農業の推進と集落の活性化による農業従事者の定住維持を図るものである。
暗きよ排水	岩根沢	暗きよ排水の整備 ・本暗きよ(吸水管) ・補助暗きよ(モミガウ) 客土(心土破砕)の実施	受益面積 A=5.7ha 吸水管φ75	H21～H22	西川町	(13,000) 12,200	(7,150) 6,710	55%	(7,150) 6,710	本地区は、水稲のほか岩根沢農場(集落営農組織)が中心となって、そば、山菜等を作物作りし地域の民宿に提供しているが、ほ場の排水不良により、満足した収量・品質が得られず、一部には作物不作地が散見され、景観も良くない。 このため、暗きよ排水による排水条件の改善と点在するほ場及び作物不作地が解消され、転作作物の収量・品質の向上と作業の効率化が図られる。 また、収穫作物が民宿に提供されるとともに、収穫体験やそば打ち等の都市住民との交流に活用され、交流人口拡大による地域農業の推進と集落の活性化による農業従事者の定住維持を図るものである。
地形図作成	戸沢	地区全体の地形図作成 ・航空測量(縮尺1/1,000以上) ・図化	受益面積 A=270.9ha	H21	戸沢村	13,000	7,150	55%	7,150	本地区は、農業従事者の減少や高齢化のなか、担い手を中心に営農が行われているが、ほ場が未整備で、耕作地が分散しており、用排水路の維持管理や効率的な営農に支障をきたしている状況である。 このため、区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うための基本となるべき地形図を作成し、事業化推進を図り、安定した農業経営の確立や地域農業の推進、集落の活性化等により農業従事者の定住維持を図るものである。
農用地等集団化	戸沢 (神田)	経営体育成促進換地等調整 (地区内農地等状況調査、合意 形成促進、地区内アンケート調 査、地域営農構想作成、換地 設計基準作成、経営体育成方 針作成)	受益面積 A=40.4ha	H22	戸沢村	1,700	935	55%	935	本地区は、農業従事者の減少や高齢化のなか、担い手を中心に営農が行われているが、ほ場が未整備で、耕作地が分散しており、用排水路の維持管理や効率的な営農に支障をきたしている状況である。 このため、区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うための基本となるべき地形図を作成し、事業化推進を図り、安定した農業経営の確立や地域農業の推進、集落の活性化等により農業従事者の定住維持を図るものである。
農用地等集団化	戸沢 (濁沢)	経営体育成促進換地等調整 (地区内農地等状況調査、合意 形成促進、地区内アンケート調 査、地域営農構想作成、換地 設計基準作成、経営体育成方 針作成)	受益面積 A=35.2ha	H22	戸沢村	1,500	825	55%	825	
農用地等集団化	戸沢 (津谷)	経営体育成促進換地等調整 (地区内農地等状況調査、合意 形成促進、地区内アンケート調 査、地域営農構想作成、換地 設計基準作成、経営体育成方 針作成)	受益面積 A=195.3ha	H23	戸沢村	(8,000) 3,300	(4,400) 1,815	55%	(4,400) 1,815	

小規模農林地等保全整備	法田西	耕作放棄地農地復元 ・障害物(老木等)除去 ・土壌改良、整地等	面積 A=1.0ha	H22	農業生産法人 グリーンファーム	2,600	1,300	50%	1,300	本地区は、地域づくりに積極的な地域であり、優れた景観等地域資源を活用した活動に取り組んでいる。今回、最上町の「農業生産法人 グリーンファーム」が中心となって地権者や担い手農家との調整を行い地域の課題となっている荒廃草地を利活用し、山菜団地により地域農業の推進と集落の活性化による農業従事者の定住維持を図る。
小規模農林地等保全整備	深山・箕和田	耕作放棄地農地復元 ・障害物(老木等)除去 ・整地等	面積 A=3.5ha	H22	山形おきたま 農業協同組合	4,200	2,100	50%	2,100	本地区は、地域づくりに積極的な地域であり、優れた景観等地域資源を活用した活動に取り組んでいる。今回、地域及び山形おきたま農業協同組合が中心となって、地権者や担い手農家との調整を図り地域の課題となっている荒廃農園を利活用し、雑穀を栽培することにより、地域農業の推進と集落の活性化による農業従事者の定住維持を図るものである。
小規模農林地等保全整備	三沢	—	—	—	—	(3,000)	(1,500)	(50%)	(1,500)	削除
農業用排水施設	大富北	農業用排水の整備 ・素堀水路の装工	受益面積 A=34.8ha 用排水路 (300mm～ 800mm)× (300mm～ 600mm)	H22～H25	東根市 土地改良区	92,050	46,025	50%	46,025	本地区の農業用排水路は、昭和38年のほ場整備時に土水路で整備されているが、経年変化による土砂崩壊等が発生し、水管理や土砂上げ等の維持管理に苦慮している状況である。 このため、幹線用排水路の改善整備を早急に行い、安定した農業用水の確保と農業従事者の維持管理や負担軽減を図ることにより、地域農業の推進と集落の活性化により農業従事者の定住維持に努めるものである。
農業用排水施設	小田島	農業用排水の整備 ・組立柵渠及び素堀水路の装工 ・老朽化水路補修等	受益面積 A=77.4ha 用排水路 (400mm～ 600mm)× (400mm～ 800mm)	H22～H25	東根市 土地改良区	124,220	62,110	50%	62,110	本地区の農業用排水路は、昭和40年代のほ場整備時に土水路又は組立柵渠で整備されているが、経年変化による土砂崩壊、水路の損傷等が発生し、水管理や土砂上げ等の維持管理に苦慮している状況である。 このため、幹線用排水路の改善整備を早急に行い、安定した農業用水の確保と農業従事者の維持管理や負担軽減を図ることにより、地域農業の推進と集落の活性化により農業従事者の定住維持に努めるものである。
農用地等集団化	西郷名取	経営体育成促進換地等調整 (地区内農地等状況調査、合意形成促進、地区内アンケート調査、地域営農構想作成、換地設計基準作成、経営体育成方針作成)	受益面積 A=116.0ha	H22	村山東根 土地改良区	3,200	1,760	55%	1,760	本地区は、農業従事者の減少や高齢化のなか、担い手を中心に営農が行われているが、ほ場が未整備で、耕作地が分散しており、用排水路の維持管理や効率的な営農に支障をきたしている状況である。 このため、区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うため、農用地集団化として換地設計基準等を作成することにより、安定した農業経営の確立や地域農業の推進、集落の活性化等により農業従事者の定住維持を図るものである。
農用地等集団化	新西	経営体育成促進換地等調整 (地区内農地等状況調査、合意形成促進、地区内アンケート調査、地域営農構想作成、換地設計基準作成、経営体育成方針作成)	受益面積 A=48.0ha	H22	富並川伊蔵堰 土地改良区	1,200	660	55%	660	
農用地等集団化	上新田	経営体育成促進換地等調整 (地区内農地等状況調査、合意形成促進、地区内アンケート調査、地域営農構想作成、換地設計基準作成、経営体育成方針作成)	受益面積 A=28.0ha	H22	米沢平野 土地改良区	800	440	55%	440	
農用地等集団化	高山	経営体育成促進換地等調整 (地区内農地等状況調査、合意形成促進、地区内アンケート調査、地域営農構想作成、換地設計基準作成、経営体育成方針作成)	受益面積 A=105.0ha	H22	米沢平野 土地改良区	2,800	1,540	55%	1,540	

農用地等集団化	浅立	経営体育成促進換地等調整 (地区内農地等状況調査、合意形成促進、地区内アンケート調査、地域営農構想作成、換地設計基準作成、経営体育成方針作成)	受益面積 A=23.0ha	H22	諏訪堰 土地改良区	600	330	55%	330	
農用地等集団化	鷹山	経営体育成促進換地等調整 (地区内農地等状況調査、合意形成促進、地区内アンケート調査、地域営農構想作成、換地設計基準作成、経営体育成方針作成)	受益面積 A=25.0ha	H22	白鷹町	700	385	55%	385	本地区は、農業従事者の減少や高齢化のなか、担い手を中心に営農が行われているが、ほ場が未整備で、耕作地が分散しており、用排水路の維持管理や効率的な営農に支障をきたしている状況である。 このため、区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うため、農用地集団化として換地設計基準等を作成することにより、安定した農業経営の確立や地域農業の推進、集落の活性化等により農業従事者の定住維持を図るものである。
農用地等集団化	赤松通り	経営体育成促進換地等調整 (地区内農地等状況調査、合意形成促進、地区内アンケート調査、地域営農構想作成、換地設計基準作成、経営体育成方針作成)	受益面積 A=60.0ha	H23	大蔵村	2,200	1,210	55%	1,210	
農用地等集団化	宇津森	経営体育成促進換地等調整 (地区内農地等状況調査、合意形成促進、地区内アンケート調査、地域営農構想作成、換地設計基準作成、経営体育成方針作成)	受益面積 A=80.0ha	H23	鮭川村	3,000	1,650	55%	1,650	
計						(487,650) 397,220	(252,560) 206,910		(252,560) 206,910	

【記入要領】

- ・必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。
- ・創意工夫発揮事業である場合は、事業内容の欄に一体として行う事業メニュー名及び一体的に行う必要性について併せて記載すること。
- ・事業メニューには、実施要領の別表の事業メニュー名を記入すること。
- ・地区名には、事業の実施地区名を記入すること。
- ・事業内容は、整備しようとする具体的な施設の内容を記載すること。
- ・事業規模は、施設毎の棟数と床面積、農道や森林管理道等の場合は地区名と延長など、それぞれの事業内容に応じた事業規模を記載すること。
- ・実施期間は、原則として3年以上とすること。
- ・活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標との関連性は、これら目標を達成する上で、各々の事業の実施が必要な理由を記載すること。

Ⅲ 他の施策との連携に関する事項

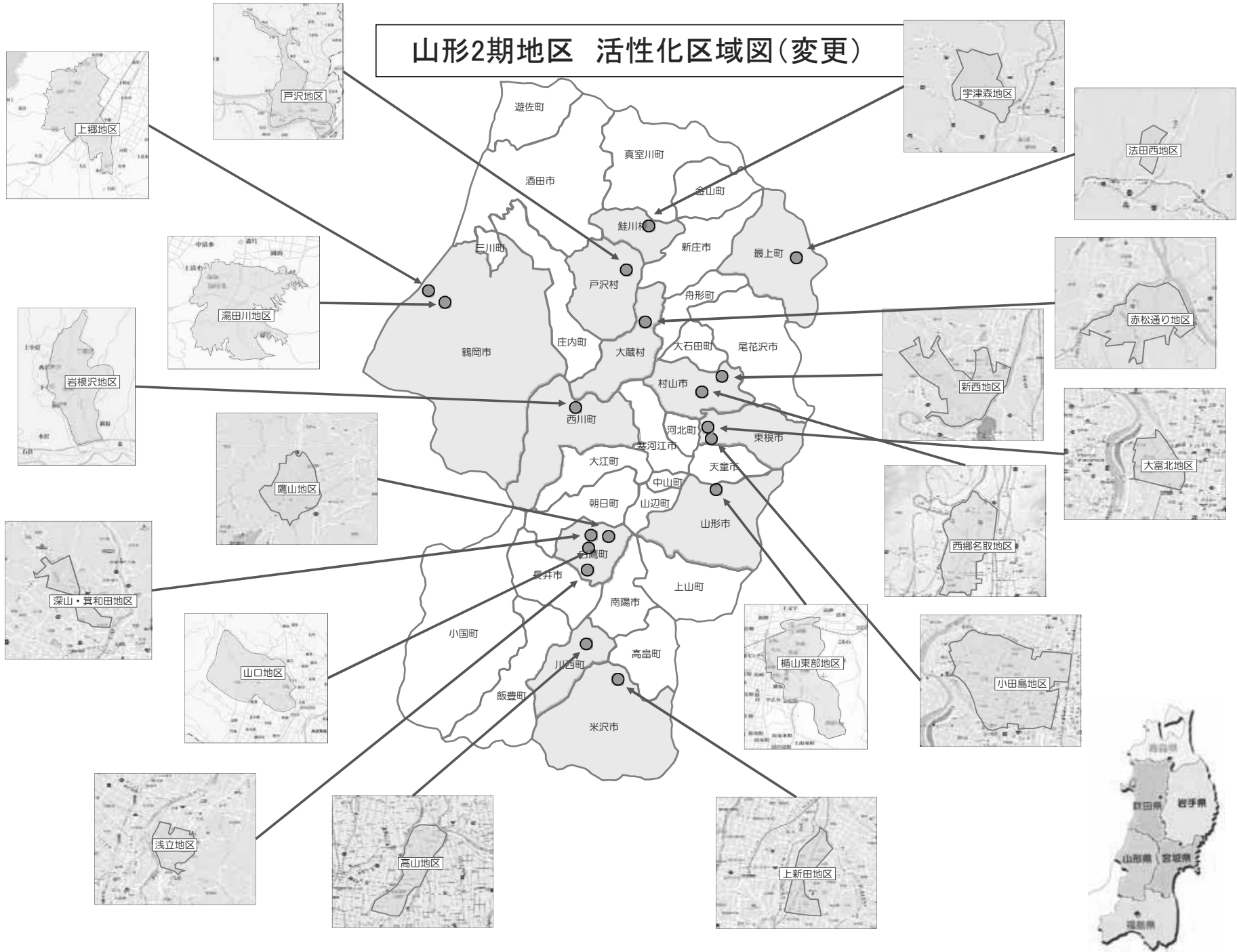
該当なし

(交付対象事業別概要)

連携する施策名	事業メニュー名	地区名	連携する施策と交付対象事業の関連性等

- 【記入要領】
- ①交付対象となる事業のうち、実施要綱第11条に掲げる施策と連携して実施する事業にあつては、連携施策名、連携施策の内容及び交付対象事業との関連性について記載すること。
 - ②連携する施策名には、実施要綱第11条に掲げる施策名を記載すること。
 - ③事業メニューには、実施要領の別表1の事業メニュー名を記載すること。
 - ④地区名には、事業の実施地区名を記入すること。
 - ⑤必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。

山形2期地区 活性化区域図(変更)



(参考様式2)

【実施要領様式】

事前点検シート (山形2期)

計画主体名	山形県		
計画期間	H21 ~ H25	総事業費(交付金)	(487,650 千円(252,560千円)) 397,220 千円(206,910千円)
実施期間	H21 ~ H25		

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断基準
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか。	適	①農業の持続的な発展のための競争力の高い経営体の育成・支援、②水田畑地化の計画的な推進による畑作物の生産振興、③多様な主体の参画による農村づくりと快適な農村居住空間の創造の3つの基本方針による「山形県農業農村整備事業長期計画(平成18年3月)」に基づき事業計画を策定し、農業従事者の定住維持を図ることより基本方針と適合する。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調査等が図られているか。	適	山形県農林水産業振興計画(平成22年3月)、山形県農業農村整備長期計画(平成18年3月)に基づき、農業の持続的な発展と農村の活性化を目指すものである。 また、各市町村の農業振興地域整備計画及び地域水田農業ビジョンとの整合を図り、農業生産の基盤整備を行うことにより、農業従事者の定住維持と地域間交流の促進に寄与している。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか。	適	各市町村の農業振興地域整備計画及び地域水田農業ビジョンに基づき作成した計画概要であり、実施主体である関係土地改良区やJA、集落生産組合など、地域住民との合意に基づいている。
事業の推進体制は確立されているか。	適	計画の対象事業地区では、市町村、関係土地改良区、JA、集落生産組合、関係受益者等で事業推進体制が整備されている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか。	適	各市町村の農業振興地域整備計画及び地域水田農業ビジョンとの整合を図り、地域住民等の合意形成を基礎とした農業生産の基盤条件の整備内容は、農業従事者の定住維持と地域間交流の促進に寄与し、目標との整合性は確保される。
計画期間・実施期間は適切か。	適	農業基盤の条件不利地の解消を図り、農業従事者の定住維持に努めるためには、実施期間5年(H21~25)並びに、事業目標の達成が可能となる計画期間5年(H21~25)の設定は適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か。	適	(252,560千円) 交付金要望額 206,910千円 (487,650千円) (252,560千円) 交付限度額(事業費×交付額算定交付率) = 397,220千円×50%~55% = 206,910千円 交付要望額は交付限度額の範囲内である。

(参考様式2)

【実施要領様式】

事前点検シート (農地等補完保全整備:楯山東部地区)

計画主体名	山形県 実施主体名 : 山形農業協同組合		
計画期間	H21 ~ H25	総事業費(交付金)	4,550 千円(2,275千円)
実施期間	H21		

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断基準
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか。	適	本地区は、水田を中心とした土地利用型農業の効率的な生産が進められているものの、担い手不足などから遊休農地が見受けられるようになり課題となっている。そのため、市の遊休農地解消計画に基づき、地権者や担い手農家との調整により、農地の復元による有効活用を行い、地域農業の推進と集落の活性化を進め、農業従事者の定住維持を図るものであり、基本方針と適合する。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調査等が図られているか。	適	市の農業振興地域整備計画の農振農用地区域内であり、農地として活用すべき農地であること、区域内の水田農業ビジョンと連携してそば団地形成する計画であり、連携は図られている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか。	適	楯山そば生産組合及び山形農業協同組合を中心に土地利用計画をはじめ遊休農地解消後の営農計画等が取りまとめられており、受益者の合意形成は十分、得られている。
事業の推進体制は確立されているか。	適	事業の推進体制としては、山形農業協同組合が中心となりながら、楯山そば生産組合が担っている。また、農業生産法人も加わる計画である。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか。	適	本地区の事業内容は地域内の3.5haの遊休農地を農地に復元し、そば等の産地形成を図ることで農業従事者が維持され、目標との整合性は確保される。
計画期間・実施期間は適切か。	適	計画初年度に農地復元を実施し、その後速やかに営農計画に基づいたそば等の作付けや営農指導を行い、産地形成を目指すものであることから、期間の設定は適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か。	適	交付金要望額 農用地等補完保全整備:4,550千円 交付限度額(事業費×交付額算定交付率) = 農用地等補完保全整備 : 4,550千円×50%=2,275千円 交付要望額は交付限度額の範囲内である。

2 個別事業について (農地等補完保全整備: 楯山東部地区)

項目	チェック欄	判断基準
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか。	適	新規に取組むものであり、自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものではない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか。	—	該当なし
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか。	—	該当なし
事業による効果の発現は確実に見込まれるか。		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領に基づき算定。
上記の費用対効果による算定結果が1.0以上となっているか。	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金算定要領第2の3の規定により、投資効率=1.0で算定。 なお、本地区の事業内容は地域内の3.5haの遊休農地を農地に復元し、そば等の産地形成を図ることで農業従事者が維持され、効果の発現は確実に見込まれる。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	適	事業内容: 地域内の遊休農地3.5haを農地に復元し、そば等の産地形成を図る。 ・事業主体: 山形農業協同組合 耕作放棄地解消面積 3.5ha
個人に対する交付ではないか。また目的外使用のおそれがないか	適	山形農業協同組合が事業主体であり、個人に対する交付及び目的外使用の恐れはない。
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあつては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	—	該当なし
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	—	該当なし
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	—	該当なし
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	—	該当なし

項目	チェック欄	判断基準
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	適	近傍地区の実績を踏まえ、コスト縮減を図った直営施工の実績等を参考に積算しており、適正と判断している。 (農地復元 13万/10a)
建設・整備コストの低減に努めているか	適	事業費の積上げにあたり、使用機械の検討により整備コストの低減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	該当なし
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	該当なし
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適性か	適	農地復元箇所は土地利用計画に基づき、今後営農すべき農地として位置づけられたものであり、適正と判断している。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	—	該当なし
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	適	事業実施主体の負担については、農家の償還計画等十分検討されている。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	—	該当なし
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	—	該当なし
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	該当なし

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。

(参考様式2)

【実施要領様式】

事前点検シート (小規模農林地等保全整備:山口地区)

計画主体名	山形県 実施主体名 : 山形おきたま農業協同組合		
計画期間	H21 ~ H25	総事業費(交付金)	3,600千円(1,800千円)
実施期間	H21		

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断基準
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか。	適	本地区は、地域づくりに積極的な地域であり、優れた景観等地域資源を活用した活動に取り組んでいる。今回、地域及び山形おきたま農業協同組合が中心となって、地権者や担い手農家との調整を行い、地域の課題となっている荒廃桑園を利活用し、そば団地を形成することにより、地域農業の推進と集落の活性化による農業従事者の定住維持を図るものであり、基本方針と適合する。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調査等が図られているか。	適	町の農業振興地域整備計画の農振農用地区域内であり、農地として活用すべき農地であること、地域づくりと連携した「そばの生産団地」として有効活用を図る計画である。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか。	適	地域及び山形おきたま農業協同組合を中心に土地利用計画をはじめ遊休農地解消後の営農計画等が取りまとめられており、受益者の合意形成は十分、得られている。
事業の推進体制は確立されているか。	適	事業の推進体制としては、地域及び山形おきたま農業協同組合が担っている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか。	適	本地区の事業内容は地域内の158.3haの農地の遊休農地の状況を把握し、地権者や担い手との調整を行い耕作放棄地の復元(3.0ha)と利活用により、そばの生産団地を推進することで遊休農地の解消とそばを資源とする地域づくりによる地域活性化により農業従事者の維持安定が図られ、目標との整合性は確保される。
計画期間・実施期間は適切か。	適	計画初年度に農地復元を実施し、その後速やかに営農計画に基づいたそば等の作付けや営農指導を行い、産地形成を目指すものであることから、期間の設定は適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か。	適	交付金要望額 農用地等補完保全整備:3,600千円 交付限度額(事業費×交付額算定交付率)＝農用地等補完保全整備 :3,600千円×50%＝1,800千円 交付要望額は交付限度額の範囲内である。

2 個別事業について (小規模農林地等保全整備:山口地区)

項目	チェック欄	判断基準
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか。	適	新規に取組むものであり、自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものではない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか。	—	該当なし
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか。	—	該当なし
事業による効果の発現は確実に見込まれるか。		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領に基づき算定。
上記の費用対効果による算定結果が1.0以上となっているか。	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金算定要領第2の3の規定により、投資効率=1.0で算定。 なお、本地区の事業内容は地域内の158.3haの農地の遊休農地の状況を把握した結果に基づき、地権者や担い手との調整を行い耕作放棄地の復元(3.0ha)と利活用を図り、そば団地等の産地形成を図ることで遊休農地の防止と農業従事者が維持され、効果の発現は確実に見込まれる。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	適	事業内容:本地区の事業内容は地域内の158.3haの農地の耕作放棄地の状況を把握した結果に基づき、地権者や担い手との調整を行い耕作放棄地の復元(3.0ha)と利活用を図り、そば団地等の産地形成を図る。 ・事業主体:山形おきたま農業協同組合 遊休農地解消面積3.0ha
個人に対する交付ではないか。また目的外使用のおそれがないか	適	山形おきたま農業協同組合が事業主体であり、個人に対する交付及び目的外使用の恐れはない。
施設等の利活用の見直し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあつては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	—	該当なし
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	—	該当なし
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	—	該当なし
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	—	該当なし

項 目	チェック欄	判 断 基 準
事業費積算等は適正か 過大な積算としていないか 建設・整備コストの低減に努めているか 附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか) 備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	 適 適 — —	 近傍地区の実績を踏まえ、コスト縮減を図った直営施工の実績等を参考に積算しており、適正と判断している。 (農地復元 12万/10a) 請負工事ではなく、農家が主体となって行う直営施工を計画しており、コスト低減に努めている。 該当なし 該当なし
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適性か	適	農地復元箇所は土地利用計画に基づき、今後営農すべき農地として位置づけされたものであり、適正と判断している。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	—	該当なし
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	適	事業実施主体の負担については、農家の償還計画等十分検討されている。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか 維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか) 収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	 — —	 該当なし 該当なし
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	該当なし

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。

(参考様式2)

【実施要領様式】

事前点検シート (暗きよ排水 : 上郷地区)

計画主体名	山形県 実施主体名 : 庄内赤川土地改良区		
計画期間	H21 ~ H25	総事業費(交付金)	(57,000 千円 (31,350千円))
実施期間	H21 ~ H23		55,300 千円 (30,415千円)

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断基準
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか。	適	本地区は、転作の本作化に向け、大豆のほか、枝豆、アスパラガス等の園芸作物の生産拡大を図っているが、ほ場の排水状況が悪く、作物が満足した収量・品質が得られず、効率的な機械作業にも支障をきたしている。このため、暗きよ排水による排水条件の改善と団地化を進め、転作作物の収量・品質の向上と作業の効率化を図り、安定した農業経営を確立することにより、地域農業の推進と集落の活性化により農業従事者の定住維持を図るものであり、基本方針と適合する。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調査等が図られているか。	適	県の重要施策に位置付けた「水田畑地化基盤強化対策事業」による暗きよ排水整備であり、水田を利活用した畑作物の本作化を目指すものである。また、土地改良事業管理計画に基づき、計画的に調査を行い、鶴岡市の地域水田農業ビジョンによる振興作物(大豆、枝豆、アスパラガス)の生産拡大を図り、ビジョンの実現に向けた取り組みとなっている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか。	適	JA鶴岡市の支援体制のもと、上郷生産組合を中心に営農計画や事業計画を取りまとめ、受益者の合意形成は十分得られている。
事業の推進体制は確立されているか。	適	事業の推進体制としては、鶴岡市もとより、地元の上郷生産組合を中心に庄内赤川土地改良区が担っている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか。	適	本地区の事業内容は14.5haの暗きよ排水による基盤条件の整備であり、ほ場内の排水機能が確保され、畑作物の収量・品質が向上し、農業所得の安定確保と向上により、地域内の農業従事者の維持され、目標との整合性は確保される。
計画期間・実施期間は適切か。	適	計画初年度から2年間、暗きよ排水を実施する内容であり、実施後、大豆のほか枝豆、アスパラガス等の園芸作物の栽培により、事業目標の達成が可能となるため、期間の設定は適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か。	適	(31,350千円) 交付金要望額 30,415千円 交付限度額(事業費×交付額算定交付率) = (57,000千円×55% = 31,350千円) 55,300千円×55% = 30,415千円 交付要望額は交付限度額の範囲内である。

2 個別事業について (暗きょ排水 : 上郷地区)

項 目	チェック欄	判 断 基 準
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものではないか。	適	新規に取り組むものであり、自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものではない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか。	—	該当なし
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか。	適	交付対象とする施設(暗きょ排水)の耐用年数は本暗渠15年～30年、補助暗渠10年～15年であり、全て5年以上の施設である。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか。		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	適	「土地改良事業の費用対効果分析に関する基本指針の制定について(平成19年3月28日 18農振第1596号 農村振興局長)」に基づき、総費用総便益比の考え方で適切に実施している。
上記の費用対効果による算定結果が1.0以上となっているか。	適	総費用総便益比 1.56 (≥1.0)
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	適	事業内容:本暗きょ(完全暗きょ)と補助暗きょの新設であり、鶴岡地域水田農業ビジョンに即した事業計画である。 事業主体:庄内赤川川土地改良区 受益面積 14.5ha (≥5ha)
個人に対する交付ではないか。また目的外使用のおそれがないか	適	庄内赤川川土地改良区が事業主体であり、個人に対する交付ではない。また、大豆・枝豆やアスパラガス等の転作の本作化のため、ほ場の排水改良として暗きょ排水を施行するものであり、目的外使用はない。
施設等の利活用の見直し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	—	該当なし
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	—	近隣地区(県営地域水田農業支援緊急整備事業「大山地区」)の施工実績、利用状況とその事業効果を踏まえて事業計画に反映している。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	適	上郷生産組合、上郷枝豆生産部会により、作物の導入計画や作付体系を決定し、施設(暗きょ排水)の有効活用が行なわれる。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	適	転作の本作化を行なうために必要なほ場の排水不良地を対象として整備計画を行っているが、受益地を含む周辺地域が一体となった転作計画を進めるために基盤の条件整備を行っている。

項 目		判 断 基 準
事業費積算等は適正か 過大な積算としていないか 建設・整備コストの低減に努めているか 附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか) 備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	 適 適 — —	 国の設計積算基準及び県の標準単価、近傍の実績単価を用いて、適正な事業費の積上げを行っている。 事業費の積上げにあたり、使用機械の検討や疎水材の検討により整備コストの低減に努めている。 該当なし 該当なし
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適性か	適	整備予定箇所はほ場の排水不良地を対象としており、農業者の利便性や施設設置の目的は適正である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	適	施設用地は排水不良な水田であり、具体的な整備箇所は確定されている。
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	適	事業実施主体の負担については、鶴岡市と庄内赤川土地改良区、地元農家とで負担協議は了しており、償還計画、資金調達計画など十分検討されている。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか 維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか) 収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	 適 —	 事業主体である庄内赤川土地改良区が施設の予定管理者であり、維持管理計画に基づき、施設の管理・運営が適正に行われる。 該当なし
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	該当なし

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。

事前点検シート (暗きよ排水 : 湯田川 地区)

計画主体名	山形県 実施主体名 : 庄内赤川土地改良区		
計画期間	H21 ~ H25	総事業費(交付金)	(66,000 千円 (36,300千円)) 64,500 千円 (35,475千円)
実施期間	H21 ~ H23		

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断基準
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか。	適	本地区は、転作の本作化に向け、大豆のほか、枝豆、ナス等の園芸作物の生産拡大を図っているが、ほ場の排水状況が悪く、作物が満足した収量・品質が得られず、効率的な機械作業にも支障をきたしている。このため、暗きよ排水による排水条件の改善と団地化を進め、転作作物の収量・品質の向上と作業の効率化を図り、安定した農業経営を確立することにより、地域農業の推進と集落の活性化により農業従事者の定住維持を図るものであり、基本方針と適合する。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調査等が図られているか。	適	県の重要施策に位置付けた「水田畑地化基盤強化対策事業」による暗きよ排水整備であり、水田を活用した畑作物の本作化を目指すものである。また、土地改良事業管理計画に基づき、計画的に調査を行い、鶴岡市の地域水田農業ビジョンによる振興作物(大豆、枝豆、ナス)の生産拡大を図り、ビジョンの実現に向けた取り組みとなっている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか。	適	JA鶴岡市の支援体制のもと、湯田川転作組合を中心に営農計画や事業計画を取りまとめ、受益者の合意形成は十分得られている。
事業の推進体制は確立されているか。	適	事業の推進体制としては、鶴岡市もとより、地元の湯田川転作組合を中心に庄内赤川土地改良区が担っている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか。	適	本地区の事業内容は17.2haの暗きよ排水による基盤条件の整備であり、ほ場内の排水機能が確保され、畑作物の収量・品質が向上し、農業所得の安定確保と向上により、地域内の農業従事者の維持され、目標との整合性は確保される。
計画期間・実施期間は適切か。	適	計画初年度から2年間暗きよ排水を実施する内容であり、実施後、大豆のほか枝豆、ナス等の園芸作物の栽培により、事業目標の達成が可能となるため、期間の設定は適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か。	適	(36,300千円) 交付金要望額 35,475千円 (66,000千円×55%＝36,300千円) 交付限度額(事業費×交付額算定交付率)＝ 64,500千円×55%＝35,475千円 交付要望額は交付限度額の範囲内である。

2 個別事業について (暗きょ排水 : 湯田川 地区)

項 目	チェック欄	判 断 基 準
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものではないか。	適	新規に取り組むものであり、自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものではない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか。	—	該当なし
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか。	適	交付対象とする施設(暗きょ排水)の耐用年数は本暗渠15年~30年、補助暗渠10年~15年であり、全て5年以上の施設である。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか。		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	適	「土地改良事業の費用対効果分析に関する基本指針の制定について(平成19年3月28日 18農振第1596号農村振興局長)」に基づき、総費用総便益比の考え方で適切に実施している。
上記の費用対効果による算定結果が1.0以上となっているか。	適	総費用総便益比 2.35 (≥1.0)
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	適	事業内容:本暗きょ(完全暗きょ)と補助暗きょの新設であり、鶴岡地域水田農業ビジョンに即した事業計画である。 事業主体:庄内赤川川土地改良区 受益面積 17.2ha (≥5ha)
個人に対する交付ではないか。また目的外使用のおそれがないか	適	庄内赤川川土地改良区が事業主体であり、個人に対する交付ではない。また、大豆・枝豆やナス等の転作の本作化のため、ほ場の排水改良として暗きょ排水を施行するものであり、目的外使用はない。
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあつては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	—	該当なし
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	—	近隣地区(県営地域水田農業支援緊急整備事業「白山地区」)の施工実績、利用状況とその事業効果を踏まえて事業計画に反映している。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	適	湯田川転作組合、湯田川枝豆生産部会により、作物の導入計画や作付体系を決定し、施設(暗きょ排水)の有効活用が行なわれる。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	適	転作の本作化を行なうために必要なほ場の排水不良地を対象として整備計画を行っているが、受益地を含む周辺地域が一体となった転作計画を進めるために基盤の条件整備を行っている。

項 目		判 断 基 準
事業費積算等は適正か		
	過大な積算としていないか	適 国の設計積算基準及び県の標準単価、近傍の実績単価を用いて、適正な事業費の積上げを行っている。
	建設・整備コストの低減に努めているか	適 事業費の積上げにあたり、使用機械の検討や疎水材の検討により整備コストの低減に努めている。
	附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	— 該当なし
	備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	— 該当なし
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適性か	適	整備予定箇所はほ場の排水不良地を対象としており、農業者の利便性や施設設置の目的は適正である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	適	施設用地は排水不良な水田であり、具体的な整備箇所は確定されている。
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	適	事業実施主体の負担については、鶴岡市と庄内赤川土地改良区、地元農家とで負担協議は了しており、償還計画、資金調達計画など十分検討されている。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
	維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	適 事業主体である庄内赤川土地改良区が施設の予定管理者であり、維持管理計画に基づき、施設の管理・運営が適正に行われる。
	収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	— 該当なし
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	該当なし

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。

(参考様式2)

【実施要領様式】

事前点検シート (暗きよ排水 : 岩根沢 地区)

計画主体名	山形県 実施主体名 : 西川町		
計画期間	H21 ~ H25	総事業費(交付金)	(13,000 千円 (7,150千円))
実施期間	H21 ~ H22		12,200 千円 (6,710千円)

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断基準
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか。	適	本地区は、転作の本作化に向け、そば、山菜等を作付けし地域の民宿に提供しているが、ほ場の排水状況が悪く、作物が満足した収量・品質が得られず、一部には作物不作付地が散見され、景観も良くない。 このため、暗きよ排水による排水条件の改善と点在するほ場及び作物不作付地を解消させ、転作作物の収量・品質の向上と作業の効率化を図り、安定した農業経営を確立することにより、地域農業の推進と集落の活性化により農業従事者の定住維持を図るものであり、基本方針と適合する。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調査等が図られているか。	適	県の重要施策に位置付けた「水田畑地化基盤強化対策事業」による暗きよ排水整備であり、水田を利活用した畑作物の本作化を目指すものである。 また、土地改良事業管理計画に基づき、計画的に調査を行い、西川町の地域水田農業ビジョンによる振興作物(そば、山菜)の生産拡大を図り、ビジョンの実現に向けた取り組みとなっている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか。	適	西川町、JAさがえ西村山の支援体制のもと、岩根沢農場を中心に営農計画や事業計画を取りまとめ、受益者の合意形成は十分得られている。
事業の推進体制は確立されているか。	適	事業の推進体制としては、地元の岩根沢農場を中心に西川町が担っている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか。	適	本地区の事業内容は5.7haの暗きよ排水による基盤条件の整備であり、ほ場内の排水機能が確保され、畑作物の収量・品質が向上し、農業所得の安定確保と向上により、地域内の農業従事者の維持され、目標との整合性は確保される。
計画期間・実施期間は適切か。	適	計画初年度から2年間暗きよ排水を実施する内容であり、実施後、そばのほかワラビ等の山菜の栽培により、事業目標の達成が可能となるため、期間の設定は適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か。	適	(7,150千円) 交付金要望額 6,710千円 (13,000千円×55%=7,150千円) 交付限度額(事業費×交付額算定交付率)= 12,200千円×55%=6,710千円 交付要望額は交付限度額の範囲内である。

2 個別事業について (暗きょ排水 : 岩根沢 地区)

項目	チェック欄	判断基準
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか。	適	新規に取り組むものであり、自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものではない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか。	—	該当なし
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか。	適	交付対象とする施設(暗きょ排水)の耐用年数は本暗渠15年～30年、補助暗渠10年～15年であり、全て5年以上の施設である。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか。		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	適	「土地改良事業の費用対効果分析に関する基本指針の制定について(平成19年3月28日 18農振第1596号農村振興局長)」に基づき、総費用総便益比の考え方で適切に実施している。
上記の費用対効果による算定結果が1.0以上となっているか。	適	総費用総便益比 1.15 (≥1.0)
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	適	事業内容:本暗きょ(完全暗きょ)と補助暗きょの新設であり、西川町地域水田農業ビジョンに即した事業計画である。 事業主体:西川町 受益面積 5.7ha (≥5ha)
個人に対する交付ではないか。また目的外使用のおそれがないか	適	西川町が事業主体であり、個人に対する交付ではない。また、そば・山菜等の転作の本作化のため、ほ場の排水改良として暗きょ排水を施行するものであり、目的外使用はない。
施設等の利活用の見直し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	—	該当なし
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	—	近隣地区(県営中山間地域総合整備事業「は～とふる月山地区」)の施工実績、利用状況とその事業効果を踏まえて事業計画に反映している。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	適	岩根沢農場により、作物の導入計画や作付体系を決定し、施設(暗きょ排水)の有効活用が行なわれる。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	適	転作の本作化を行なうために必要なほ場の排水不良地を対象として整備計画を行っているが、受益地を含む周辺地域が一体となった転作計画を進めるために基盤の条件整備を行っている。

項 目		判 断 基 準
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	適	国の設計積算基準及び県の標準単価、近傍の実績単価を用いて、適正な事業費の積上げを行っている。
建設・整備コストの低減に努めているか	適	事業費の積上げにあたり、使用機械の検討や疎水材の検討により整備コストの低減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	該当なし
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	該当なし
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適性か	適	整備予定箇所はほ場の排水不良地を対象としており、農業者の利便性や施設設置の目的は適正である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	適	施設用地は排水不良な水田であり、具体的な整備箇所は確定されている。
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	適	事業実施主体の負担については、西川町と地元農家とで負担協議は了しており、償還計画、資金調達計画など十分検討されている。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	適	事業主体である西川町から岩根沢農場に施設の委託管理され、維持管理計画に基づき、施設の管理・運営が適正に行われる。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	—	該当なし
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	該当なし

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。

(参考様式2)

【実施要領様式】

事前点検シート (地形図作成:戸沢地区)

計画主体名	山形県 実施主体名: 戸沢村		
計画期間	H21 ~ H25	総事業費(交付金)	13,000千円(7,150千円)
実施期間	H21		

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断基準
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか。	適	本地区は、農家戸数の減少や農業従事者の高齢化のなか、担い手を中心に営農が行われているが、ほ場が未整備で、耕作地が分散しており、用排水路の維持管理や効率的な営農に支障を来している状況である。 このため、区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うための基本となるべき地形図を作成し、事業化推進を図り、安定した農業経営の確立や地域農業の推進、集落の活性化等により農業従事者の定住維持を図るものであり、基本方針と適合する。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調査等が図られているか。	適	山形県農林水産業振興計画(平成18年3月)に基づき、多様な担い手の確保として競争力の高い経営体の育成を図るとともに、山形県農業農村整備長期計画(平成18年3月)に基づき、食を担う経営体育成のための優良農地の維持保全に努めている。 また、戸沢村農業振興地域整備計画及び戸沢村地域水田農業ビジョンとの整合を図り、生産基盤の整備を行う。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか。	適	戸沢村、戸沢村土地改良区を中心に津谷地区及び神田地区農用地利用改善団体が主体となって、営農計画や事業計画を取りまとめ、受益者の合意形成を図っている。
事業の推進体制は確立されているか。	適	事業の推進体制としては、戸沢村はもとより、戸沢村土地改良区をはじめ、津谷地区及び神田地区農用地利用改善団体が、事業の推進に努めている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか。	適	区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うための基本となるべき地形図を作成することにより、基盤整備の円滑化が図られ目標との整合性は確保される。
計画期間・実施期間は適切か。	適	計画初年度に事業着手に向けて、基本計画図を活用した基礎調査、啓発活動や合意形成を行う必要があることから、事業目標の達成が可能となる、期間の設定は適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か。	適	交付金要望額 7,150千円 交付限度額(事業費×交付額算定交付率) = 13,000千円×55% = 7,150千円 交付要望額は交付限度額の範囲内である。

2 個別事業について (地形図作成:戸沢地区)

項 目	チェック欄	判 断 基 準
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものではないか。	適	新規に取り組むものであり、自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものではない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか。	-	該当なし
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか。	-	該当なし
事業による効果の発現は確実に見込まれるか。		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領に基づき算定。
上記の費用対効果による算定結果が1.0以上となっているか。	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金算定要領第2の3の規定により、投資効率=1.0で算定。 なお、区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うための基本となるべき地形図を作成することにより、基盤整備の円滑化が図られ、事業による効果の発現は確実に見込まれる。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	適	事業内容:区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うための基本となるべき地形図を作成する。 事業主体:戸沢村 受益面積:270.9ha(>5ha) 平成23~24年度内に農地集積加速化基盤整備事業として着手予定。
個人に対する交付ではないか。また目的外使用のおそれがないか	適	受益面積 270.9haを対象とした農地集積加速化基盤整備事業の着手を前提に、戸沢村土地改良区が実施する地形図を作成するものであり、目的外使用はない。
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	-	該当なし
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	-	該当なし
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	-	該当なし
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	-	該当なし

項 目		判 断 基 準
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	適	これまでの実施地区の実績を踏まえ、近傍地区の実績単価等を参考に積算しており、適正と判断している。
建設・整備コストの低減に努めているか	適	必要最小限の事業費積上げを行っており、コストの低減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	該当なし
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	該当なし
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適性か	適	整備予定箇所はほ場の未整備地を対象としており、農業者の利便性や施設設置の目的は適正である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	-	該当なし
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	適	事業実施主体の負担については、償還計画、資金調達計画など十分検討されている。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	-	該当なし
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	-	該当なし
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	-	該当なし

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「-」を記入すること。

2事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。

(参考様式2)

【実施要領様式】

事前点検シート (農用地集団化:戸沢(神田地区))

計画主体名	山形県 実施主体名: 戸沢村		
計画期間	H21 ~ H25	総事業費(交付金)	1,700 千円(935千円)
実施期間	H22		

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断基準
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか。	適	本地区は、農家数の減少や農業従事者の高齢化のなか、担い手を中心に営農が行われているが、ほ場が未整備で、耕作地が分散しており、用排水路の維持管理や効率的な営農に支障を来している状況である。 このため、区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地集団化として換地設計基準を作成するものであり、安定した農業経営の確立や地域農業の推進、集落の活性化等により農業従事者の定住維持を図るものであり、基本方針と適合する。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調査等が図られているか。	適	山形県農林水産業振興計画(平成18年3月)に基づき、多様な担い手の確保として競争力の高い経営体の育成を図るとともに、山形県農業農村整備長期計画(平成18年3月)に基づき、食を担う経営体育成のための優良農地の維持保全に努めている。 また、戸沢村農業振興地域整備計画及び戸沢村地域水田農業ビジョンとの整合を図り、生産基盤の整備を行う。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか。	適	戸沢村、戸沢村土地改良区を中心に神田地区農用地利用改善団体が主体となって、営農計画や事業計画を取りまとめ、受益者の合意形成を図っている。
事業の推進体制は確立されているか。	適	事業の推進体制としては、戸沢村はもとより、戸沢村土地改良区をはじめ、神田地区農用地利用改善団体が、事業の推進に努めている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか。	適	区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地集団化として換地設計基準を作成することにより、基盤整備の円滑化が図られ目標との整合性は確保される。
計画期間・実施期間は適切か。	適	地形図作成後、農用地集団化として換地設計基準を作成することにより、区画整理や用排水路の改修など基盤整備の円滑化として事業目標の達成が可能となるため、期間の設定は適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か。	適	交付金要望額 935千円 交付限度額(事業費×交付額算定交付率) = 1,700千円×55% = 935千円 交付要望額は交付限度額の範囲内である。

2 個別事業について (農用地集団化:戸沢(神田地区))

項 目	チェック欄	判 断 基 準
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか。	適	新規に取り組むものであり、自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものではない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか。	-	該当なし
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか。	-	該当なし
事業による効果の発現は確実に見込まれるか。		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領に基づき算定。
上記の費用対効果による算定結果が1.0以上となっているか。	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金算定要領第2の3の規定により、投資効率=1.0で算定。 なお、区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地集団化として換地設計基準を作成するものであり、基盤整備の円滑化が図られ、事業による効果の発現は確実に見込まれる。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	適	事業内容:区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地集団化として換地設計基準を作成する。 事業主体:戸沢村 受益面積:40.4ha(>5ha) 平成23年度内に農地集積加速化基盤整備事業として着手予定。
個人に対する交付ではないか。また目的外使用のおそれがないか	適	受益面積40.4haを対象とした農地集積加速化基盤整備事業の着手を前提に、戸沢村土地改良区が実施する農用地集団化として換地設計基準を作成するものであり、目的外使用はない。
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	-	該当なし
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	-	該当なし
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	-	該当なし
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	-	該当なし

項 目		判 断 基 準
事業費積算等は適正か		
	過大な積算としていないか	適 これまでの実施地区の実績を踏まえ、県の標準単価及び近傍地区の実績単価等を参考に積算しており、適正と判断している。
	建設・整備コストの低減に努めているか	適 必要最小限の事業費積上げを行っており、コストの低減に努めている。
	附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	- 該当なし
	備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	- 該当なし
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適性か	適	整備予定箇所はほ場の未整備地を対象としており、農業者の利便性や施設設置の目的は適正である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがしているか	-	該当なし
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	適	事業実施主体の負担については、償還計画、資金調達計画など十分検討されている。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
	維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	- 該当なし
	収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	- 該当なし
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	-	該当なし

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「-」を記入すること。

2事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。

(参考様式2)

【実施要領様式】

事前点検シート (農用地集団化:戸沢(濁沢地区))

計画主体名	山形県 実施主体名: 戸沢村		
計画期間	H21 ~ H25	総事業費(交付金)	1,500 千円(825千円)
実施期間	H22		

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断基準
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか。	適	本地区は、農家数の減少や農業従事者の高齢化のなか、担い手を中心に営農が行われているが、ほ場が未整備で、耕作地が分散しており、用排水路の維持管理や効率的な営農に支障を来している状況である。 このため、区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地集団化として換地設計基準を作成するものであり、安定した農業経営の確立や地域農業の推進、集落の活性化等により農業従事者の定住維持を図るものであり、基本方針と適合する。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調査等が図られているか。	適	山形県農林水産業振興計画(平成18年3月)に基づき、多様な担い手の確保として競争力の高い経営体の育成を図るとともに、山形県農業農村整備長期計画(平成18年3月)に基づき、食を担う経営体育成のための優良農地の維持保全に努めている。 また、戸沢村農業振興地域整備計画及び戸沢村地域水田農業ビジョンとの整合を図り、生産基盤の整備を行う。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか。	適	戸沢村、戸沢村土地改良区を中心に神田(濁沢)地区農用地利用改善団体が主体となって、営農計画や事業計画を取りまとめ、受益者の合意形成を図っている。
事業の推進体制は確立されているか。	適	事業の推進体制としては、戸沢村はもとより、戸沢村土地改良区をはじめ、神田地区農用地利用改善団体が、事業の推進に努めている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか。	適	区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地集団化として換地設計基準を作成することにより、基盤整備の円滑化が図られ目標との整合性は確保される。
計画期間・実施期間は適切か。	適	地形図作成後、農用地集団化として換地設計基準を作成することにより、区画整理や用排水路の改修など基盤整備の円滑化として事業目標の達成が可能となるため、期間の設定は適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か。	適	交付金要望額 825千円 交付限度額(事業費×交付額算定交付率) = 1,500千円×55% = 825千円 交付要望額は交付限度額の範囲内である。

2 個別事業について (農用地集団化: 戸沢(濁沢地区))

項 目	チェック欄	判 断 基 準
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか。	適	新規に取り組むものであり、自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものではない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか。	-	該当なし
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか。	-	該当なし
事業による効果の発現は確実に見込まれるか。		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領に基づき算定。
上記の費用対効果による算定結果が1.0以上となっているか。	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金算定要領第2の3の規定により、投資効率=1.0で算定。 なお、区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地集団化として換地設計基準を作成するものであり、基盤整備の円滑化が図られ、事業による効果の発現は確実に見込まれる。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	適	事業内容: 区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地集団化として換地設計基準を作成する。 事業主体: 戸沢村 受益面積: 35.2ha (>5ha) 平成23年度内に農地集積加速化基盤整備事業として着手予定。
個人に対する交付ではないか。また目的外使用のおそれがないか	適	受益面積35.2haを対象とした農地集積加速化基盤整備事業の着手を前提に、戸沢村土地改良区が実施する農用地集団化として換地設計基準を作成するものであり、目的外使用はない。
施設等の利活用の見直し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	-	該当なし
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	-	該当なし
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	-	該当なし
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	-	該当なし

項 目		判 断 基 準
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	適	これまでの実施地区の実績を踏まえ、県の標準単価及び近傍地区の実績単価等を参考に積算しており、適正と判断している。
建設・整備コストの低減に努めているか	適	必要最小限の事業費積上げを行っており、コストの低減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	該当なし
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	該当なし
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適性か	適	整備予定箇所はほ場の未整備地を対象としており、農業者の利便性や施設設置の目的は適正である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	-	該当なし
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	適	事業実施主体の負担については、償還計画、資金調達計画など十分検討されている。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	-	該当なし
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	-	該当なし
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	-	該当なし

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「-」を記入すること。

2事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。

(参考様式2)

【実施要領様式】

事前点検シート (農用地集団化:戸沢(津谷地区))

計画主体名	山形県 実施主体名: 戸沢村		
計画期間	H21 ~ H25	総事業費(交付金)	(8,000 千円 (4,400千円)) 3,300 千円 (1,815千円)
実施期間	(H23) H22		

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断基準
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか。	適	本地区は、農家数の減少や農業従事者の高齢化のなか、担い手を中心に営農が行われているが、ほ場が未整備で、耕作地が分散しており、用排水路の維持管理や効率的な営農に支障を来している状況である。 このため、区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地集団化として換地設計基準を作成するものであり、安定した農業経営の確立や地域農業の推進、集落の活性化等により農業従事者の定住維持を図るものであり、基本方針と適合する。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調査等が図られているか。	適	山形県農林水産業振興計画(平成18年3月)に基づき、多様な担い手の確保として競争力の高い経営体の育成を図るとともに、山形県農業農村整備長期計画(平成18年3月)に基づき、食を担う経営体育成のための優良農地の維持保全に努めている。 また、戸沢村農業振興地域整備計画及び戸沢村地域水田農業ビジョンとの整合を図り、生産基盤の整備を行う。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか。	適	戸沢村、戸沢村土地改良区を中心に津谷地区農用地利用改善団体が主体となって、営農計画や事業計画を取りまとめ、受益者の合意形成を図っている。
事業の推進体制は確立されているか。	適	事業の推進体制としては、戸沢村はもとより、戸沢村土地改良区をはじめ、神田地区農用地利用改善団体が、事業の推進に努めている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか。	適	区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地集団化として換地設計基準を作成することにより、基盤整備の円滑化が図られ目標との整合性は確保される。
計画期間・実施期間は適切か。	適	地形図作成後、農用地集団化として換地設計基準を作成することにより、区画整理や用排水路の改修など基盤整備の円滑化として事業目標の達成が可能となるため、期間の設定は適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か。	適	(4,400千円) 交付金要望額 1,815千円 (8,000千円×55%=4,400千円) 交付限度額(事業費×交付額算定交付率)= 3,300千円×55%=1,815千円 交付要望額は交付限度額の範囲内である。

2 個別事業について (農用地集団化:戸沢(津谷地区))

項 目	チェック欄	判 断 基 準
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか。	適	新規に取り組むものであり、自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものではない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか。	-	該当なし
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか。	-	該当なし
事業による効果の発現は確実に見込まれるか。		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領に基づき算定。
上記の費用対効果による算定結果が1.0以上となっているか。	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金算定要領第2の3の規定により、投資効率=1.0で算定。 なお、区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地集団化として換地設計基準を作成するものであり、基盤整備の円滑化が図られ、事業による効果の発現は確実に見込まれる。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	適	事業内容:区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地集団化として換地設計基準を作成する。 事業主体:戸沢村 受益面積:195.3ha(>5ha) 平成24年度内に農地集積加速化基盤整備事業として着手予定。
個人に対する交付ではないか。また目的外使用のおそれがないか	適	受益面積195.3haを対象とした農地集積加速化基盤整備事業の着手を前提に、戸沢村土地改良区が実施する農用地集団化として換地設計基準を作成するものであり、目的外使用はない。
施設等の利活用の見直し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	-	該当なし
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	-	該当なし
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	-	該当なし
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	-	該当なし

項 目		判 断 基 準
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	適	これまでの実施地区の実績を踏まえ、県の標準単価及び近傍地区の実績単価等を参考に積算しており、適正と判断している。
建設・整備コストの低減に努めているか	適	必要最小限の事業費積上げを行っており、コストの低減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	該当なし
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	該当なし
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適性か	適	整備予定箇所はほ場の未整備地を対象としており、農業者の利便性や施設設置の目的は適正である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	-	該当なし
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	適	事業実施主体の負担については、償還計画、資金調達計画など十分検討されている。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	-	該当なし
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	-	該当なし
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	-	該当なし

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「-」を記入すること。

2事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。

事前点検シート (小規模農林地等保全整備 : 法田西 地区)

計画主体名	山形県		
計画期間	H21 ~ H25	総事業費(交付金)	2,600 千円 (1,300千円)
実施期間	H22		

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断基準
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか。	適	本地区は、地域づくりに積極的な地域であり、優れた景観等地域資源を活用した活動に取り組んでいる。今回「農業法人グリーンファーム」が中心となって、地権者や担い手農家との調整を図り地域の課題となっている荒廃草地を活用し山菜団地を形成することにより、地域農業の推進と集落の活性化による農業従事者の定住維持を図るものであり基本方針と適合する。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調査等が図られているか。	適	町の農業振興地域整備計画の「山菜で地域おこしを」に基づき、地域づくりと連携し「山菜団地」として有効活用を図る計画である。また耕作放棄地解消計画に位置づけられており、耕作放棄地解消対策協議会との合意形成は図られている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか。	適	農業生産法人グリーンファームを中心に土地利用計画をはじめ耕作放棄地解消後の営農計画等が取りまとめられており受益者の合意形成は十分得られている。
事業の推進体制は確立されているか。	適	事業の推進体制としては、農業生産法人グリーンファームが担っている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか。	適	本地区の事業内容は、地域内の耕作放棄地の状況を把握し、地権者や担い手との調整を行い耕作放棄地の復元(1.0ha)と利活用を図り、山菜団地化等の産地形成を図ることで耕作放棄の防止と農業従事者が維持され、目標との整合性は確保される。
計画期間・実施期間は適切か。	適	計画初年度に土地利用調整と農地復元を実施し、計画期間内に営農計画に基づいた作付けや営農指導を行い、新たな団地形成を目視するものであり、期間の設定は適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か。	適	交付金要望額 農用地等保全整備: 1,300千円 交付限度額(事業費×交付額算定交付率) = 2,600千円 × 50% = 1,300千円 交付要望額は交付限度額の範囲内である。

2 個別事業について

(小規模農林地等保全整備 : 法田西 地区)

項 目	チェック欄	判 断 基 準
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか。	適	新規に取り組むものであり、自力若しくは他の助成によつて実施中又は、既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものではない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか。	—	該当なし
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか。	—	該当なし
事業による効果の発現は確実に見込まれるか。		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領により算定した。
上記の費用対効果による算定結果が1.0以上となっているか。	適	農村漁村活性化プロジェクト支援交付金算定要領2の3の規定により、投資効率=1.0で算定。 なお、本地区の事業内容は、地域内の227haの農地の耕作放棄地の状況を把握し、地権者や担い手との調整を行い耕作放棄地の復元(1.0ha)と利活用を図り、山菜団地化等の産地形成を図ることで耕作放棄の防止と農業従事者が維持され、効果の発現は確実に見込まれる。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	適	事業内容:本地区の事業内容は、地域内の227haの農地の耕作放棄地の状況を把握し、地権者や担い手との調整を行い耕作放棄地の復元(1.0ha)と利活用を図り、山菜団地化等の産地形成を図る。 ・事業主体:最上町 調査対象面積227ha ・事業主体:農業法人 グリーンファーム 耕作放棄地解消面積1.0ha
個人に対する交付ではないか。また目的外使用のおそれがないか	適	最上町及び農業法人グリーンファームが事業主体であり個人に対する交付及び目的外使用の恐れはない。
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	—	該当なし
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	—	該当なし
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	—	該当なし
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	—	該当なし

項 目		判 断 基 準
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	適	耕作放棄地再生利用緊急対策の概要(国)を適用し、直接経費のみの計上のため適正と判断している。
建設・整備コストの低減に努めているか	適	直接経費の積上げで経費を算出しているため、コストの低減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	該当なし
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	該当なし
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適性か	適	農地復元箇所は土地利用計画に基づき、今後営農すべき農地として位置づけされたものであり、適正と判断している。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	—	該当なし
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	適	事業主体である町の負担は、地域活性化・生活対策臨時交付金に応募しており十分検討を行っている。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか	—	該当なし
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	—	該当なし
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	—	該当なし
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	該当なし

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。

事前点検シート (農地等補完保全整備:深山・箕和田地区)

計画主体名	山形県		
計画期間	H21 ~ H25	総事業費(交付金)	4,200千円(2,100千円)
実施期間	H22		

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断基準
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか。	適	本地区は、地域づくりに積極的な地域であり、優れた景観等地域資源を活用した活動に取り組んでいる。今回、地域及び山形おきたま農業協同組合が中心となって、地権者や担い手農家との調整を行い、地域の課題となっている荒廃桑園を利活用し、雑穀を栽培することにより、地域農業の推進と集落の活性化による農業従事者の定住維持を図るものであり、基本方針と適合する。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調査等が図られているか。	適	町の農業振興地域整備計画の農振農用地区域内であり、農地として活用すべき農地であること、地域づくりと連携した雑穀栽培地として有効活用を図る計画である。また、耕作放棄地解消対策協議会との合意形成は図られている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか。	適	地域及び山形おきたま農業協同組合を中心に土地利用計画をはじめ耕作放棄地解消後の営農計画等が取りまとめられており、受益者の合意形成は十分得られている。
事業の推進体制は確立されているか。	適	事業の推進体制としては、受益農家及び山形おきたま農業協同組合が担っている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか。	適	本地区の事業内容は地域内の199.7haの農地の耕作放棄地の状況を把握し、地権者や担い手との調整を行い耕作放棄地の復元(3.5ha)と利活用により、雑穀の栽培を推進することで耕作放棄の解消と雑穀を資源とする地域づくりによる地域活性化により農業従事者の維持安定が図られ、目標との整合性は確保される。
計画期間・実施期間は適切か。	適	計画初年度に土地利用調整と農地復元を実施し、計画期間内に営農計画に基づいた作付けや営農指導を行い、新たな団地形成を目指すものであり、期間の設定は適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か。	適	交付金要望額 農用地等補完保全整備:2,100千円 交付限度額(事業費×交付額算定交付率) = 農用地等補完保全整備 : 4,200千円×50% = 2,100千円 交付金要望額は交付限度額の範囲内である。

2 個別事業について

(農地等補完保全整備:深山・箕和田地区)

項 目	チェック欄	判 断 基 準
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか。	適	新規に取り組むものであり、自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものではない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか。	—	該当なし
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか。	—	該当なし
事業による効果の発現は確実に見込まれるか。		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領に基づき算定。
上記の費用対効果による算定結果が1.0以上となっているか。	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金算定要領第2の3の規定により、投資効率=1.0で算定。 なお、本地区の事業内容は地域内の199.7haの農地の耕作放棄地の状況を把握した結果に基づき、地権者や担い手の調整を行い耕作放棄地の復元(3.5ha)と利活用を図り、雑穀の栽培を行うことにより耕作放棄の防止と農業従事者が維持され、効果の発現は確実に見込まれる。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	適	事業内容:本地区の事業内容は地域内の199.7haの農地の耕作放棄地の状況を把握した結果に基づき、地権者や担い手との調整を行い耕作放棄地の復元(3.5ha)と利活用を図り、雑穀栽培地の形成を図る。 ・事業主体:山形おきたま農業協同組合 耕作放棄地解消面積3.5ha
個人に対する交付ではないか。また目的外使用のおそれがないか	適	山形おきたま農業協同組合が事業主体であり、個人に対する交付及び目的外使用の恐れはない。
施設等の利活用の見直し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	—	該当なし
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	—	該当なし
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	—	該当なし
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	—	該当なし

項目	チェック欄	判断基準
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	適	近傍地区の実績を踏まえ、コスト縮減を図った直営施工の実績等を参考に積算しており、適正と判断している。 (農地復元 12万/10a)
建設・整備コストの低減に努めているか	適	請負工事ではなく、農家が主体となって行う直営施工を計画しており、コスト低減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	該当なし
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	該当なし
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適性か	適	農地復元箇所は土地利用計画に基づき、今後営農すべき農地として位置づけられたものであり、適正と判断している。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	—	該当なし
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	適	事業実施主体の負担については、農家の償還計画等十分検討されている。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	—	該当なし
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	—	該当なし
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	該当なし

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。

(参考様式2)

【実施要領様式】

事前点検シート（農業用排水：大富北地区）

計画主体名	山形県		
計画期間	H21～H25	総事業費(交付金)	(106,000千円(53,000千円)) 92,050千円(46,025千円)
実施期間	H22～H25		

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断基準
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか。	適	本地区の農業用排水路は、昭和38年のほ場整備時に土水路で整備されているが、経年変化による土砂崩壊等が発生し、水管理や土砂上げ等の維持管理に苦慮している状況である。 このため、幹線用排水路の改善整備を早急に行い、安定した農業用水の確保と農業従事者の維持管理や負担軽減を図ることにより、地域農業の推進と集落の活性化により農業従事者の定住維持に努めるものであり、基本方針と適合する。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調査等が図られているか。	適	土地改良事業管理計画に基づき、計画的に調査を行い、東根市の地域水田農業ビジョンの基本方針に沿った経営基盤の確立と東根市農業振興地域整備計画との連携により基本的な水利施設の整備を行う。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか。	適	事業計画概要書の説明会と同意取りまとめを行い受益者の合意形成は十分得られている。
事業の推進体制は確立されているか。	適	事業の推進体制としては、東根市はもとより、東根市土地改良区が担っている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか。	適	農業用排水の整備により、用水の安定確保と施設の維持管理費用の低減が図られ、受益地及び地域内の農業従事者の維持が確保される。 本地区の事業内容はL=4,731mの用排水路の改修整備であり、安定した用水機能の確保に伴い、地域内の農業従事者が維持され、目標との整合性は確保される。
計画期間・実施期間は適切か。	適	農業用排水路の改修整備を行う地区であり、事業期間50年を想定し、農業用水の安定供給や維持管理の低減など持続的な農業経営を図るためには、期間の設定は適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か。	適	(53,000千円) 交付金要望額 46,025千円 (106,000千円×50%=53,000千円) 交付限度額(事業費×交付額算定交付率)= 92,050千円×50%=46,025千円 交付要望額は交付限度額の範囲内である。

2 個別事業について (農業用排水 : 大富北 地区)

項目	チェック欄	判断基準
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか。	適	新規に取組むものであり、自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものではない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか。	—	該当なし
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか。	適	交付対象とする施設(用排水路)の耐用年数は30年であり、5年以上の施設である。「土地改良事業の費用対効果分析に必要な諸係数について(平成19年3月28日 18農振第1598号 農村振興局企画部長)」の用排水路コンクリート二次製品より。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか。		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	適	「土地改良事業の費用対効果分析に関する基本指針の制定について(平成19年3月28日 18農振第1596号 農村振興局長)」に基づき、総費用総便益比の考え方で適切に実施している。
上記の費用対効果による算定結果が1.0以上となっているか。	適	総費用総便益比 1.88 (≥1.0)
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	適	事業内容:素堀水路の装工等であり、東根市地域水田農業ビジョンに即した事業計画である。 事業主体:東根市土地改良区 受益面積 34.8ha (≥5ha)
個人に対する交付ではないか。また目的外使用のおそれがないか	適	東根市土地改良区が事業主体であり、個人に対する交付ではない。また、農業用排水施設以外の目的外使用はない。
施設等の利活用の見直し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	—	該当なし
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	適	近隣地区(土地改良施設維持管理適正化事業「藤助新田地区」)の施工実績、利用状況とその事業効果を踏まえて事業計画に反映している。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	適	東根市土地改良区が管理する農業用排水施設の改修整備であり、受益面積34.8haの水田にかんがいする施設である。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	適	施設の整備計画にあたり、水路断面やルートなど経済性や合理性を総合的に判断し、環境配慮も行いながら地域一帯となった農業基盤の条件整備を検討している。

項 目		判 断 基 準
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	適	国の設計積算基準及び県の標準単価、近傍の実績単価を用いて、適正な事業費の積上げを行っている。
建設・整備コストの低減に努めているか	適	事業費の積上げにあたり、水路断面や構造、施工計画、地域発生資材の再生砕石の有効活用など整備コストの低減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	該当なし
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	該当なし
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適性か	適	整備予定箇所は既存の農業用排水路の改修整備であり、現況の水路敷地内にコンクリート二次製品水路を敷設するため、農業者の利便性や施設設置の目的は適正である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	適	現況の水路敷地内にコンクリート二次製品水路を敷設する工事であり、既存施設用地は確保されている。
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	適	事業実施主体の負担については、東根市と東根市土地改良区、地元農家とで負担協議は了しており、償還計画、資金調達計画など十分検討されている。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	適	事業主体である東根市土地改良区が施設の予定管理者であり、維持管理計画に基づき、施設の管理・運営が適正に行われる。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	—	該当なし
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	該当なし

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。

(参考様式2)

【実施要領様式】

事前点検シート (農業用排水 : 小田島 地区)

計画主体名	山形県		
計画期間	H21 ~ H25	総事業費(交付金)	(189,000 千円 (94,500千円)) 124,220 千円 (62,110千円)
実施期間	H22 ~ H25		

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断基準
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか。	適	本地区の農業用排水路は、昭和40年代のほ場整備時に土水路又は組立柵渠で整備されているが、経年変化による土砂崩壊、水路の損傷等が発生し、水管理や土砂上げ等の維持管理に苦慮している状況である。 このため、幹線用排水路の改善整備を早急に行い、安定した農業用水の確保と農業従事者の維持管理や負担軽減を図ることにより、地域農業の推進と集落の活性化により農業従事者の定住維持に努めるものであり、基本方針と適合する。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調査等が図られているか。	適	土地改良事業管理計画に基づき、計画的に調査を行い、東根市の地域水田農業ビジョンの基本方針に沿った経営基盤の確立と東根市農業振興地域整備計画との連携により基本的な水利施設の整備を行う。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか。	適	事業計画概要書の説明会と同意取りまとめを行い受益者の合意形成は十分得られている。
事業の推進体制は確立されているか。	適	事業の推進体制としては、東根市はもとより、東根市土地改良区が担っている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか。	適	農業用排水の整備により、用水の安定確保と施設の維持管理費用の低減が図られ、受益地及び地域内の農業従事者の維持が確保される。 本地区の事業内容はL=6,980mの用排水路の改修整備であり、安定した用水機能の確保に伴い、地域内の農業従事者が維持され、目標との整合性は確保される。
計画期間・実施期間は適切か。	適	農業用排水路の改修整備を行う地区であり、事業期間50年を想定し、農業用水の安定供給や維持管理の低減など持続的な農業経営を図るためには、期間の設定は適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か。	適	(94,500千円) 交付金要望額 62,110千円 (189,000千円×50%=94,500千円) 交付限度額(事業費×交付額算定交付率)= 124,220千円×50%=62,110千円 交付要望額は交付限度額の範囲内である。

2 個別事業について (農業用排水 : 小田島 地区)

項目	チェック欄	判断基準
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものではないか。	適	新規に取り組むものであり、自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものではない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか。	—	該当なし
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか。	適	交付対象とする施設(用排水路)の耐用年数は30年であり、5年以上の施設である。「土地改良事業の費用対効果分析に必要な諸係数について(平成19年3月28日 18農振第1598号 農村振興局企画部長)」の用排水路コンクリート二次製品より。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか。		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	適	「土地改良事業の費用対効果分析に関する基本指針の制定について(平成19年3月28日 18農振第1596号 農村振興局長)」に基づき、総費用総便益比の考え方で適切に実施している。
上記の費用対効果による算定結果が1.0以上となっているか。	適	総費用総便益比 1.87 (≥1.0)
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	適	事業内容:用水路は改修、排水路については組立柵渠及び素堀水路の改修等であり、東根市地域水田農業ビジョンに即した事業計画である。 事業主体:東根市土地改良区 受益面積 77.4ha (≥5ha)
個人に対する交付ではないか。また目的外使用のおそれがないか	適	東根市土地改良区が事業主体であり、個人に対する交付ではない。また、農業用排水施設以外の目的外使用はない。
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	—	該当なし
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	適	近隣地区(県営土地総事業「小田島地区」)の施工実績、利用状況とその事業効果を踏まえて事業計画に反映している。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	適	東根市土地改良区が管理する農業用排水施設の改修整備であり、受益面積34.8haの水田にかんがいする施設である。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	適	施設の整備計画にあたり、水路断面やルートなど経済性や合理性を総合的に判断し、環境配慮も行いながら地域一帯となった農業基盤の条件整備を検討している。

項 目		判 断 基 準
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	適	国の設計積算基準及び県の標準単価、近傍の実績単価を用いて、適正な事業費の積上げを行っている。
建設・整備コストの低減に努めているか	適	事業費の積上げにあたり、水路断面や構造、施工計画、地域発生資材の再生砕石の有効活用など整備コストの低減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	該当なし
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	該当なし
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適性か	適	整備予定箇所は既存の農業用排水路の改修整備であり、現況の水路敷地内にコンクリート二次製品水路を敷設するため、農業者の利便性や施設設置の目的は適正である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	適	現況の水路敷地内にコンクリート二次製品水路を敷設する工事であり、既存施設用地は確保されている。
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	適	事業実施主体の負担については、東根市と東根市土地改良区、地元農家とで負担協議は了しており、償還計画、資金調達計画など十分検討されている。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	適	事業主体である東根市土地改良区が施設の予定管理者であり、維持管理計画に基づき、施設の管理・運営が適正に行われる。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	—	該当なし
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	該当なし

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。

(参考様式2)

【実施要領様式】

事前点検シート (農用地集団化:西郷名取)

計画主体名	山形県		
計画期間	H21 ~ H25	総事業費(交付金)	3,200 千円(1,760千円)
実施期間	H22		

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断基準
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか。	適	本地区は、農家数の減少や農業従事者の高齢化のなか、担い手を中心に営農が行われているが、ほ場が未整備で、耕作地が分散しており、用排水路の維持管理や効率的な営農に支障を来している状況である。 このため、区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地集団化として換地設計基準を作成するものであり、安定した農業経営の確立や地域農業の推進、集落の活性化等により農業従事者の定住維持を図るものであり、基本方針と適合する。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調査等が図られているか。	適	山形県農林水産業振興計画(平成22年3月)に基づき、多様な担い手の確保として競争力の高い経営体の育成を図るとともに、山形県農業農村整備長期計画(平成18年3月)に基づき、食を担う経営体育成のための優良農地の維持保全に努めている。 また、村山市農業振興地域整備計画及び村山市地域水田農業ビジョンとの整合を図り、生産基盤の整備を行う。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか。	適	村山東根土地改良区を中心に西郷地区維持管理組合が主体となって、営農計画や事業計画を取りまとめ、受益者の合意形成を図っている。
事業の推進体制は確立されているか。	適	事業の推進体制としては、村山東根土地改良区をはじめ、西郷地区維持管理組合が事業の推進に努めている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか。	適	区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地集団化として換地設計基準を作成することにより、基盤整備の円滑化が図られ目標との整合性は確保される。
計画期間・実施期間は適切か。	適	地形図作成後、農用地集団化として換地設計基準を作成することにより、区画整理や用排水路の改修など基盤整備の円滑化として事業目標の達成が可能となるため、期間の設定は適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か。	適	交付金要望額 1,760千円 交付限度額(事業費×交付額算定交付率) = 3,200千円×55% = 1,760千円 交付要望額は交付限度額の範囲内である。

2 個別事業について (農用地集団化:西郷名取)

項 目	チェック欄	判 断 基 準
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか。	適	新規に取り組むものであり、自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものではない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか。	-	該当なし
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか。	-	該当なし
事業による効果の発現は確実に見込まれるか。		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領に基づき算定。
上記の費用対効果による算定結果が1.0以上となっているか。	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金算定要領第2の3の規定により、投資効率=1.0で算定。 なお、区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地集団化として換地設計基準を作成するものであり、基盤整備の円滑化が図られ、事業による効果の発現は確実に見込まれる。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	適	事業内容:区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地集団化として換地設計基準を作成する。 事業主体:村山東根土地改良区 受益面積:116.0ha(>5ha) 平成23年度内に経営体育成基盤整備事業として着手予定。
個人に対する交付ではないか。また目的外使用のおそれがないか	適	受益面積116.0haを対象とした経営体育成基盤整備事業の着手を前提に、村山東根土地改良区が実施する農用地集団化として換地設計基準を作成するものであり、目的外使用はない。
施設等の利活用の見直し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	-	該当なし
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	-	該当なし
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	-	該当なし
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	-	該当なし

項 目		判 断 基 準
事業費積算等は適正か		
	過大な積算としていないか	適 これまでの実施地区の実績を踏まえ、県の標準単価及び近傍地区の実績単価等を参考に積算しており、適正と判断している。
	建設・整備コストの低減に努めているか	適 必要最小限の事業費積上げを行っており、コストの低減に努めている。
	附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	- 該当なし
	備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	- 該当なし
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適性か	適	整備予定箇所はほ場の未整備地を対象としており、農業者の利便性や施設設置の目的は適正である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがしているか	-	該当なし
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	適	事業実施主体の負担については、区域内の賦課金の中から対応していく計画である。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
	維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	- 該当なし
	収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	- 該当なし
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	-	該当なし

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「-」を記入すること。

2事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。

(参考様式2)

【実施要領様式】

事前点検シート (農用地集団化:新西)

計画主体名	山形県		
計画期間	H21 ~ H25	総事業費(交付金)	1,200 千円(660千円)
実施期間	H22		

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断基準
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか。	適	本地区は、農家数の減少や農業従事者の高齢化のなか、担い手を中心に営農が行われているが、ほ場が未整備で、耕作地が分散しており、用排水路の維持管理や効率的な営農に支障を来している状況である。 このため、区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地集団化として換地設計基準を作成するものであり、安定した農業経営の確立や地域農業の推進、集落の活性化等により農業従事者の定住維持を図るものであり、基本方針と適合する。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調査等が図られているか。	適	山形県農林水産業振興計画(平成22年3月)に基づき、多様な担い手の確保として競争力の高い経営体の育成を図るとともに、山形県農業農村整備長期計画(平成18年3月)に基づき、食を担う経営体育成のための優良農地の維持保全に努めている。 また、村山市農業振興地域整備計画及び村山市地域水田農業ビジョンとの整合を図り、生産基盤の整備を行う。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか。	適	村山市、富並川伊蔵堰土地改良区を中心に担い手主体となって、営農計画や事業計画を取りまとめ、受益者の合意形成を図っている。
事業の推進体制は確立されているか。	適	事業の推進体制としては村山市はもとより、富並川伊蔵堰土地改良区をはじめ、担い手が事業の推進に努めている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか。	適	区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地集団化として換地設計基準を作成することにより、基盤整備の円滑化が図られ目標との整合性は確保される。
計画期間・実施期間は適切か。	適	地形図作成後、農用地集団化として換地設計基準を作成することにより、区画整理や用排水路の改修など基盤整備の円滑化として事業目標の達成が可能となるため、期間の設定は適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か。	適	交付金要望額 660千円 交付限度額(事業費×交付額算定交付率) = 1,200千円×55% = 660千円 交付要望額は交付限度額の範囲内である。

2 個別事業について (農用地集団化:新西)

項 目	チェック欄	判 断 基 準
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか。	適	新規に取り組むものであり、自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものではない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか。	-	該当なし
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか。	-	該当なし
事業による効果の発現は確実に見込まれるか。		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領に基づき算定。
上記の費用対効果による算定結果が1.0以上となっているか。	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金算定要領第2の3の規定により、投資効率=1.0で算定。 なお、区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地集団化として換地設計基準を作成するものであり、基盤整備の円滑化が図られ、事業による効果の発現は確実に見込まれる。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	適	事業内容:区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地集団化として換地設計基準を作成する。 事業主体:村山市 受益面積:48.0ha(>5ha) 平成23年度内に経営体育成基盤整備事業として着手予定。
個人に対する交付ではないか。また目的外使用のおそれがないか	適	受益面積48.0haを対象とした経営体育成基盤整備事業の着手を前提に、富並川伊蔵堰土地改良区が実施する農用地集団化として換地設計基準を作成するものであり、目的外使用はない。
施設等の利活用の見直し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	-	該当なし
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	-	該当なし
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	-	該当なし
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	-	該当なし

項 目		判 断 基 準
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	適	これまでの実施地区の実績を踏まえ、県の標準単価及び近傍地区の実績単価等を参考に積算しており、適正と判断している。
建設・整備コストの低減に努めているか	適	必要最小限の事業費積上げを行っており、コストの低減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	該当なし
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	該当なし
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適性か	適	整備予定箇所はほ場の未整備地を対象としており、農業者の利便性や施設設置の目的は適正である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがしているか	-	該当なし
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	適	事業実施主体の負担については、村山市と富並川伊蔵堰土地改良区で負担協議を了しており、償還計画、資金調達計画など十分検討されている。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	-	該当なし
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	-	該当なし
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	-	該当なし

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「-」を記入すること。

2事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。

(参考様式2)

【実施要領様式】

事前点検シート (農用地集団化: 上新田)

計画主体名	山形県		
計画期間	H21 ~ H25	総事業費(交付金)	800 千円(440千円)
実施期間	H22		

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断基準
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか。	適	本地区は、農家数の減少や農業従事者の高齢化のなか、担い手を中心に営農が行われているが、ほ場が未整備で、耕作地が分散しており、用排水路の維持管理や効率的な営農に支障を来している状況である。 このため、区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地集団化として換地設計基準を作成するものであり、安定した農業経営の確立や地域農業の推進、集落の活性化等により農業従事者の定住維持を図るものであり、基本方針と適合する。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調査等が図られているか。	適	山形県農林水産業振興計画(平成22年3月)に基づき、多様な担い手の確保として競争力の高い経営体の育成を図るとともに、山形県農業農村整備長期計画(平成18年3月)に基づき、食を担う経営体育成のための優良農地の維持保全に努めている。 また、米沢市農業振興地域整備計画及び米沢市地域水田農業ビジョンとの整合を図り、生産基盤の整備を行う。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか。	適	米沢市、米沢平野土地改良区を中心に事業推進委員会が主体となって、営農計画や事業計画を取りまとめ、受益者の合意形成を図っている。
事業の推進体制は確立されているか。	適	事業の推進体制としては、米沢市はもとより、米沢平野土地改良区をはじめ、事業推進委員会が事業の推進に努めている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか。	適	区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地集団化として換地設計基準を作成することにより、基盤整備の円滑化が図られ目標との整合性は確保される。
計画期間・実施期間は適切か。	適	地形図作成後、農用地集団化として換地設計基準を作成することにより、区画整理や用排水路の改修など基盤整備の円滑化として事業目標の達成が可能となるため、期間の設定は適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か。	適	交付金要望額 440千円 交付限度額(事業費×交付額算定交付率) = 800千円×55% = 440千円 交付要望額は交付限度額の範囲内である。

2 個別事業について (農用地集団化:上新田)

項 目	チェック欄	判 断 基 準
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか。	適	新規に取り組むものであり、自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものではない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか。	-	該当なし
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか。	-	該当なし
事業による効果の発現は確実に見込まれるか。		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領に基づき算定。
上記の費用対効果による算定結果が1.0以上となっているか。	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金算定要領第2の3の規定により、投資効率=1.0で算定。 なお、区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地集団化として換地設計基準を作成するものであり、基盤整備の円滑化が図られ、事業による効果の発現は確実に見込まれる。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	適	事業内容:区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地集団化として換地設計基準を作成する。 事業主体:米沢市 受益面積:28.0ha(>5ha) 平成23年度内に経営体育成基盤整備事業として着手予定。
個人に対する交付ではないか。また目的外使用のおそれがないか	適	受益面積28.0haを対象とした経営体育成基盤整備事業の着手を前提に、米沢平野土地改良区が実施する農用地集団化として換地設計基準を作成するものであり、目的外使用はない。
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	-	該当なし
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	-	該当なし
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	-	該当なし
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	-	該当なし

項 目		判 断 基 準
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	適	これまでの実施地区の実績を踏まえ、県の標準単価及び近傍地区の実績単価等を参考に積算しており、適正と判断している。
建設・整備コストの低減に努めているか	適	必要最小限の事業費積上げを行っており、コストの低減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	該当なし
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	該当なし
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適性か	適	整備予定箇所はほ場の未整備地を対象としており、農業者の利便性や施設設置の目的は適正である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがしているか	-	該当なし
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	適	事業実施主体の負担については、米沢市と米沢平野土地改良区で負担協議を了しており償還計画、資金調達計画など十分検討されている。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	-	該当なし
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	-	該当なし
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	-	該当なし

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「-」を記入すること。

2事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。

(参考様式2)

【実施要領様式】

事前点検シート (農用地集団化:高山)

計画主体名	山形県		
計画期間	H21 ~ H25	総事業費(交付金)	2,800 千円(1,540千円)
実施期間	H22		

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断基準
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか。	適	本地区は、新規就農者の減少や農業従事者の高齢化のなか、担い手を中心に営農が行われているが、耕作地が分散しており、用排水路の維持管理や効率的な営農に支障を来している状況である。 このため、区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地集団化として換地設計基準を作成するものであり、安定した農業経営の確立や地域農業の推進、集落の活性化等により農業従事者の定住維持を図るものであり、基本方針と適合する。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調査等が図られているか。	適	山形県農林水産業振興計画(平成22年3月)に基づき、多様な担い手の確保として競争力の高い経営体の育成を図るとともに、山形県農業農村整備長期計画(平成18年3月)に基づき、食を担う経営体育成のための優良農地の維持保全に努めている。 また、川西町農業振興地域整備計画及び川西町地域水田農業ビジョンとの整合を図り、生産基盤の整備を行う。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか。	適	川西町、米沢平野土地改良区を中心に事業推進委員会が主体となって、営農計画や事業計画を取りまとめ、受益者の合意形成を図っている。
事業の推進体制は確立されているか。	適	事業の推進体制としては、川西町はもとより、米沢平野土地改良区をはじめ、事業推進委員会が事業の推進に努めている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか。	適	区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地集団化として換地設計基準を作成することにより、基盤整備の円滑化が図られ目標との整合性は確保される。
計画期間・実施期間は適切か。	適	地形図作成後、農用地集団化として換地設計基準を作成することにより、区画整理や用排水路の改修など基盤整備の円滑化として事業目標の達成が可能となるため、期間の設定は適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か。	適	交付金要望額 1,540千円 交付限度額(事業費×交付額算定交付率) = 2,800千円×55% = 1,540千円 交付要望額は交付限度額の範囲内である。

2 個別事業について (農用地集団化:高山)

項 目	チェック欄	判 断 基 準
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか。	適	新規に取り組むものであり、自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものではない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか。	-	該当なし
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか。	-	該当なし
事業による効果の発現は確実に見込まれるか。		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領に基づき算定。
上記の費用対効果による算定結果が1.0以上となっているか。	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金算定要領第2の3の規定により、投資効率=1.0で算定。 なお、区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地集団化として換地設計基準を作成するものであり、基盤整備の円滑化が図られ、事業による効果の発現は確実に見込まれる。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	適	事業内容:区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地集団化として換地設計基準を作成する。 事業主体:川西町 受益面積:105.0ha(>5ha) 平成23年度内に経営体育成基盤整備事業として着手予定。
個人に対する交付ではないか。また目的外使用のおそれがないか	適	受益面積105.0haを対象とした経営体育成基盤整備事業の着手を前提に、米沢平野土地改良区が実施する農用地集団化として換地設計基準を作成するものであり、目的外使用はない。
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	-	該当なし
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	-	該当なし
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	-	該当なし
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	-	該当なし

項 目		判 断 基 準
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	適	これまでの実施地区の実績を踏まえ、県の標準単価及び近傍地区の実績単価等を参考に積算しており、適正と判断している。
建設・整備コストの低減に努めているか	適	必要最小限の事業費積上げを行っており、コストの低減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	該当なし
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	該当なし
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適性か	適	整備予定箇所は一次整備で5～25a未満で整備されたが、再区画が必要な地区を対象としており、農業者の利便性や施設設置の目的は適正である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがしているか	-	該当なし
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	適	事業実施主体の負担については、川西町と米沢平野土地改良区で負担協議を了しており償還計画、資金調達計画など十分検討されている。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	-	該当なし
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	-	該当なし
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	-	該当なし

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「-」を記入すること。

2事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。

(参考様式2)

【実施要領様式】

事前点検シート (農用地集団化:浅立)

計画主体名	山形県		
計画期間	H21 ~ H25	総事業費(交付金)	600 千円(330千円)
実施期間	H22		

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断基準
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか。	適	本地区は、農家数の減少や農業従事者の高齢化のなか、担い手を中心に営農が行われているが、ほ場が未整備で、耕作地が分散しており、用排水路の維持管理や効率的な営農に支障を来している状況である。 このため、区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地集団化として換地設計基準を作成するものであり、安定した農業経営の確立や地域農業の推進、集落の活性化等により農業従事者の定住維持を図るものであり、基本方針と適合する。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調査等が図られているか。	適	山形県農林水産業振興計画(平成22年3月)に基づき、多様な担い手の確保として競争力の高い経営体の育成を図るとともに、山形県農業農村整備長期計画(平成18年3月)に基づき、食を担う経営体育成のための優良農地の維持保全に努めている。 また、白鷹町農業振興地域整備計画及び白鷹町地域水田農業ビジョンとの整合を図り、生産基盤の整備を行う。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか。	適	白鷹町、諏訪堰土地改良区を中心に営農計画や事業計画を取りまとめ、受益者の合意形成を図っている。
事業の推進体制は確立されているか。	適	事業の推進体制としては、白鷹町はもとより、諏訪堰土地改良区が事業の推進に努めている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか。	適	区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地集団化として換地設計基準を作成することにより、基盤整備の円滑化が図られ目標との整合性は確保される。
計画期間・実施期間は適切か。	適	地形図作成後、農用地集団化として換地設計基準を作成することにより、区画整理や用排水路の改修など基盤整備の円滑化として事業目標の達成が可能となるため、期間の設定は適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か。	適	交付金要望額 330千円 交付限度額(事業費×交付額算定交付率) = 600千円×55% = 330千円 交付要望額は交付限度額の範囲内である。

2 個別事業について (農用地集団化:浅立)

項 目	チェック欄	判 断 基 準
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか。	適	新規に取り組むものであり、自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものではない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか。	-	該当なし
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか。	-	該当なし
事業による効果の発現は確実に見込まれるか。		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領に基づき算定。
上記の費用対効果による算定結果が1.0以上となっているか。	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金算定要領第2の3の規定により、投資効率=1.0で算定。 なお、区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地集団化として換地設計基準を作成するものであり、基盤整備の円滑化が図られ、事業による効果の発現は確実に見込まれる。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	適	事業内容:区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地集団化として換地設計基準を作成する。 事業主体:白鷹町 受益面積:23.0ha(>5ha) 平成23年度内に経営体育成基盤整備事業として着手予定。
個人に対する交付ではないか。また目的外使用のおそれがないか	適	受益面積23.0haを対象とした経営体育成基盤整備事業の着手を前提に、諏訪堰土地改良区が実施する農用地集団化として換地設計基準を作成するものであり、目的外使用はない。
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	-	該当なし
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	-	該当なし
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	-	該当なし
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	-	該当なし

項 目		判 断 基 準
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	適	これまでの実施地区の実績を踏まえ、県の標準単価及び近傍地区の実績単価等を参考に積算しており、適正と判断している。
建設・整備コストの低減に努めているか	適	必要最小限の事業費積上げを行っており、コストの低減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	該当なし
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	該当なし
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適性か	適	整備予定箇所はほ場の未整備地を対象としており、農業者の利便性や施設設置の目的は適正である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがしているか	-	該当なし
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	適	事業実施主体の負担については、白鷹町と諏訪堰土地改良区で負担協議を了しており償還計画、資金調達計画など十分検討されている。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	-	該当なし
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	-	該当なし
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	-	該当なし

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「-」を記入すること。

2事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。

(参考様式2)

【実施要領様式】

事前点検シート (農用地集団化:鷹山)

計画主体名	山形県		
計画期間	H21 ~ H25	総事業費(交付金)	700 千円 (385千円)
実施期間	H22		

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断基準
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか。	適	本地区は、農家数の減少や農業従事者の高齢化のなか、担い手を中心に営農が行われているが、ほ場が未整備で、耕作地が分散しており、用排水路の維持管理や効率的な営農に支障を来している状況である。 このため、区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地集団化として換地設計基準を作成するものであり、安定した農業経営の確立や地域農業の推進、集落の活性化等により農業従事者の定住維持を図るものであり、基本方針と適合する。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調査等が図られているか。	適	山形県農林水産業振興計画(平成22年3月)に基づき、多様な担い手の確保として競争力の高い経営体の育成を図るとともに、山形県農業農村整備長期計画(平成18年3月)に基づき、食を担う経営体育成のための優良農地の維持保全に努めている。 また、白鷹町農業振興地域整備計画及び白鷹町地域水田農業ビジョンとの整合を図り、生産基盤の整備を行う。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか。	適	白鷹町を中心に営農計画や事業計画を取りまとめ、受益者の合意形成を図っている。
事業の推進体制は確立されているか。	適	事業の推進体制としては、白鷹町を中心に事業の推進に努めている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか。	適	区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地集団化として換地設計基準を作成することにより、基盤整備の円滑化が図られ目標との整合性は確保される。
計画期間・実施期間は適切か。	適	地形図作成後、農用地集団化として換地設計基準を作成することにより、区画整理や用排水路の改修など基盤整備の円滑化として事業目標の達成が可能となるため、期間の設定は適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か。	適	交付金要望額 385千円 交付限度額(事業費×交付額算定交付率) = 700千円×55% = 385千円 交付要望額は交付限度額の範囲内である。

2 個別事業について (農用地集団化:鷹山)

項 目	チェック欄	判 断 基 準
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか。	適	新規に取り組むものであり、自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものではない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか。	-	該当なし
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか。	-	該当なし
事業による効果の発現は確実に見込まれるか。		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領に基づき算定。
上記の費用対効果による算定結果が1.0以上となっているか。	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金算定要領第2の3の規定により、投資効率=1.0で算定。 なお、区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地集団化として換地設計基準を作成するものであり、基盤整備の円滑化が図られ、事業による効果の発現は確実に見込まれる。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	適	事業内容:区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地集団化として換地設計基準を作成する。 事業主体:白鷹町 受益面積:25.0ha(>5ha) 平成23年度内に経営体育成基盤整備事業として着手予定。
個人に対する交付ではないか。また目的外使用のおそれがないか	適	受益面積25.0haを対象とした経営体育成基盤整備事業の着手を前提に、白鷹町が実施する農用地集団化として換地設計基準を作成するものであり、目的外使用はない。
施設等の利活用の見直し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	-	該当なし
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	-	該当なし
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	-	該当なし
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	-	該当なし

項 目		判 断 基 準
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	適	これまでの実施地区の実績を踏まえ、県の標準単価及び近傍地区の実績単価等を参考に積算しており、適正と判断している。
建設・整備コストの低減に努めているか	適	必要最小限の事業費積上げを行っており、コストの低減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	該当なし
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	該当なし
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適性か	適	整備予定箇所はほ場の未整備地を対象としており、農業者の利便性や施設設置の目的は適正である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがしているか	-	該当なし
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	適	事業実施主体の負担については償還計画、資金調達計画など十分検討されている。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	-	該当なし
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	-	該当なし
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	-	該当なし

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「-」を記入すること。

2事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。

(参考様式2)

【実施要領様式】

事前点検シート (農用地集団化:赤松通り)

計画主体名	山形県		
計画期間	H21 ~ H25	総事業費(交付金)	2,200 千円(1,210千円)
実施期間	H23		

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断基準
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか。	適	本地区は、農家数の減少や農業従事者の高齢化のなか、担い手を中心に営農が行われているが、ほ場が未整備で、耕作地が分散しており、用排水路の維持管理や効率的な営農に支障を来している状況である。 このため、区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地集団化として換地設計基準を作成するものであり、安定した農業経営の確立や地域農業の推進、集落の活性化等により農業従事者の定住維持を図るものであり、基本方針と適合する。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調査等が図られているか。	適	山形県農林水産業振興計画(平成22年3月)に基づき、多様な担い手の確保として競争力の高い経営体の育成を図るとともに、山形県農業農村整備長期計画(平成18年3月)に基づき、食を担う経営体育成のための優良農地の維持保全に努めている。 また、大蔵村農業振興地域整備計画及び大蔵村地域水田農業ビジョンとの整合を図り、生産基盤の整備を行う。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか。	適	大蔵村を中心に赤松通り地区基盤整備推進委員及び同実行委員が主体となって、営農計画や事業計画を取りまとめ、受益者の合意形成を図っている。
事業の推進体制は確立されているか。	適	事業の推進体制としては、大蔵村をはじめ、赤松通り地区基盤整備推進委員、及び同実行委員が事業の推進に努めている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか。	適	区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地集団化として換地設計基準を作成することにより、基盤整備の円滑化が図られ目標との整合性は確保される。
計画期間・実施期間は適切か。	適	地形図作成後、農用地集団化として換地設計基準を作成することにより、区画整理や用排水路の改修など基盤整備の円滑化として事業目標の達成が可能となるため、期間の設定は適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か。	適	交付金要望額 1,210千円 交付限度額(事業費×交付額算定交付率) = 2,200千円×55% = 1,210千円 交付要望額は交付限度額の範囲内である。

2 個別事業について (農用地集団化: 赤松通り)

項 目	チェック欄	判 断 基 準
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか。	適	新規に取り組むものであり、自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものではない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか。	-	該当なし
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか。	-	該当なし
事業による効果の発現は確実に見込まれるか。		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領に基づき算定。
上記の費用対効果による算定結果が1.0以上となっているか。	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金算定要領第2の3の規定により、投資効率=1.0で算定。 なお、区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地集団化として換地設計基準を作成するものであり、基盤整備の円滑化が図られ、事業による効果の発現は確実に見込まれる。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	適	事業内容: 区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地集団化として換地設計基準を作成する。 事業主体: 大蔵村 受益面積: 60.0ha(>5ha) 平成24年度内に経営体育成基盤整備事業として着手予定。
個人に対する交付ではないか。また目的外使用のおそれがないか	適	受益面積60.0haを対象とした経営体育成基盤整備事業の着手を前提に、大蔵村が実施する農用地集団化として換地設計基準を作成するものであり、目的外使用はない。
施設等の利活用の見直し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	-	該当なし
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	-	該当なし
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	-	該当なし
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	-	該当なし

項 目		判 断 基 準
事業費積算等は適正か		
	過大な積算としていないか	適 これまでの実施地区の実績を踏まえ、県の標準単価及び近傍地区の実績単価等を参考に積算しており、適正と判断している。
	建設・整備コストの低減に努めているか	適 必要最小限の事業費積上げを行っており、コストの低減に努めている。
	附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	- 該当なし
	備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	- 該当なし
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適性か	適	整備予定箇所はほ場の未整備地を対象としており、農業者の利便性や施設設置の目的は適正である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがしているか	-	該当なし
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	適	事業実施主体の負担については、償還計画、資金調達計画など十分検討されている。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
	維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	- 該当なし
	収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	- 該当なし
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	-	該当なし

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「-」を記入すること。

2事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。

(参考様式2)

【実施要領様式】

事前点検シート (農用地集団化:宇津森)

計画主体名	山形県		
計画期間	H21 ~ H25	総事業費(交付金)	3,000 千円(1,650千円)
実施期間	H23		

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断基準
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか。	適	本地区は、農家数の減少や農業従事者の高齢化のなか、担い手を中心に営農が行われているが、ほ場が未整備で、耕作地が分散しており、用排水路の維持管理や効率的な営農に支障を来している状況である。 このため、区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地集団化として換地設計基準を作成するものであり、安定した農業経営の確立や地域農業の推進、集落の活性化等により農業従事者の定住維持を図るものであり、基本方針と適合する。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調査等が図られているか。	適	山形県農林水産業振興計画(平成22年3月)に基づき、多様な担い手の確保として競争力の高い経営体の育成を図るとともに、山形県農業農村整備長期計画(平成18年3月)に基づき、食を担う経営体育成のための優良農地の維持保全に努めている。 また、鮭川村農業振興地域整備計画及び鮭川村地域水田農業ビジョンとの整合を図り、生産基盤の整備を行う。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか。	適	宇津森土地改良区を中心に3水利組合が主体となって、営農計画や事業計画を取りまとめ、受益者の合意形成を図っている。
事業の推進体制は確立されているか。	適	事業の推進体制としては、鮭川村はもとより、宇津森土地改良区をはじめ、3水利組合が事業の推進に努めている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか。	適	区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地集団化として換地設計基準を作成することにより、基盤整備の円滑化が図られ目標との整合性は確保される。
計画期間・実施期間は適切か。	適	地形図作成後、農用地集団化として換地設計基準を作成することにより、区画整理や用排水路の改修など基盤整備の円滑化として事業目標の達成が可能となるため、期間の設定は適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か。	適	交付金要望額 1,650千円 交付限度額(事業費×交付額算定交付率) = 3,000千円×55% = 1,650千円 交付要望額は交付限度額の範囲内である。

2 個別事業について (農用地集団化:宇津森)

項 目	チェック欄	判 断 基 準
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか。	適	新規に取り組むものであり、自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものではない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか。	-	該当なし
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか。	-	該当なし
事業による効果の発現は確実に見込まれるか。		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領に基づき算定。
上記の費用対効果による算定結果が1.0以上となっているか。	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金算定要領第2の3の規定により、投資効率=1.0で算定。 なお、区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地集団化として換地設計基準を作成するものであり、基盤整備の円滑化が図られ、事業による効果の発現は確実に見込まれる。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	適	事業内容:区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地集団化として換地設計基準を作成する。 事業主体:鮭川村 受益面積:80.0ha(>5ha) 平成24年度内に経営体育成基盤整備事業として着手予定。
個人に対する交付ではないか。また目的外使用のおそれがないか	適	受益面積80.0haを対象とした経営体育成基盤整備事業の着手を前提に、鮭川村が実施する農用地集団化として換地設計基準を作成するものであり、目的外使用はない。
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	-	該当なし
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	-	該当なし
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	-	該当なし
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	-	該当なし

項 目		判 断 基 準
事業費積算等は適正か		
	過大な積算としていないか	適 これまでの実施地区の実績を踏まえ、県の標準単価及び近傍地区の実績単価等を参考に積算しており、適正と判断している。
	建設・整備コストの低減に努めているか	適 必要最小限の事業費積上げを行っており、コストの低減に努めている。
	附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	- 該当なし
	備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	- 該当なし
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適性か	適	整備予定箇所はほ場の未整備地を対象としており、農業者の利便性や施設設置の目的は適正である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがしているか	-	該当なし
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	適	事業実施主体の負担については、償還計画、資金調達計画など十分検討されている。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
	維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	- 該当なし
	収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	- 該当なし
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	-	該当なし

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「-」を記入すること。

2事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。